

「創造」 第二十六号 抜刷
シオン短期大学 一九九七年

志摩・船越の民俗と社会―予備的報告

船越調査団 (森

謙 二)

志摩・船越の民俗と社会——予備的報告

船越調査団（森 謙 二）

はじめに

この調査報告は、一九九六年八月二十八日から九月二日まで、三重県志摩郡大王町船越で行った調査報告書である。調査団は、シオン短期大学で私の担当するゼミの学生、明治大学で私が担当する法社会学ゼミ、そして中京学院大学で竹内康博氏が担当するゼミの学生である。そして、この報告者を作成するために、調査の参加者全員（中京学院大学の学生は遠方であることもあり三名の参加であった）による合宿を十一月二十九日から十二月一日まで茨城県の八郷町（国民宿舍 つくばね）においてを実施した。

今回の調査の経過や問題意識については、時間的余裕がないので、改めて整理することにした。この報告者は学生の報告書であり、合宿の成果に基づいて学生達が執筆したものである。ただ、提出された原稿を読み、問題がある部分を削除したり、それを掲載しない原稿もあった。この地域については、すでに大間知篤三による隠居に関する詳細な報告書があり、『大王町史』

さらに地域の山際新右衛門氏や田辺寛氏の研究、南山大学や大阪教育大学による詳細な報告書がある。私たちはこれらの調査研究から多くのことを学んでいる。ただ、われわれの報告書は従来からの調査研究の成果に何らかのものでも付け加えるものがあることを心がけた。しかし、誠に残念ではあるが、従来の調査研究を十分に読まないまま執筆したり、それを既存の報告書に要約するに過ぎない原稿を提出する学生もいた。この段階にいたって、全面的に書き改めることは不可能であるので、その部分に関しては削除しました許容範囲と思われる部分はそのまま残した部分もある。次回は、この反省の上に立って、報告書を作成したい。また、他方では私が考えた以上の成果を上げた報告もある。真珠に関しては、明治大学四年茂原伸幸君が自分の問題意識に従って調査をしたものであり、この報告者も彼がまとめたものである。

この報告書では、いくつかの資料を掲載した。特に、若干ではあるが、山際新右衛門氏の「ふるさと新聞」の記事も掲載させていただいた。これは次年度以降の新しい学生の資料という

意味合いもこめて掲載させていただいたが、氏の船越の研究は多岐にわたっている。しかし、その資料が散逸しているので、私たちの調査の氏の研究成果を踏まえるだけでなく、散逸した資料をできるだけまとめるように心がけたいと思う。

この調査は多くの人々の協力なしには成り立たない。この地域に入るきっかけを与えていただいた山際優氏、町史の編纂に携わった橋本文雄氏、自治会長の山際清郎氏、真珠組合組合長山際敏也氏、漁協組合長山本清壽氏、船越神社宮司山際理也氏、大王町教育会委員長長田畑弘生氏、名前をあげるときりがないほどである。そして、船越の住民のみなさまの協力なしではこの調査は成立しなかった。改めて、感謝申し上げます。

なお、調査参加者は次の通りである。
(森 謙二)

参加者名簿

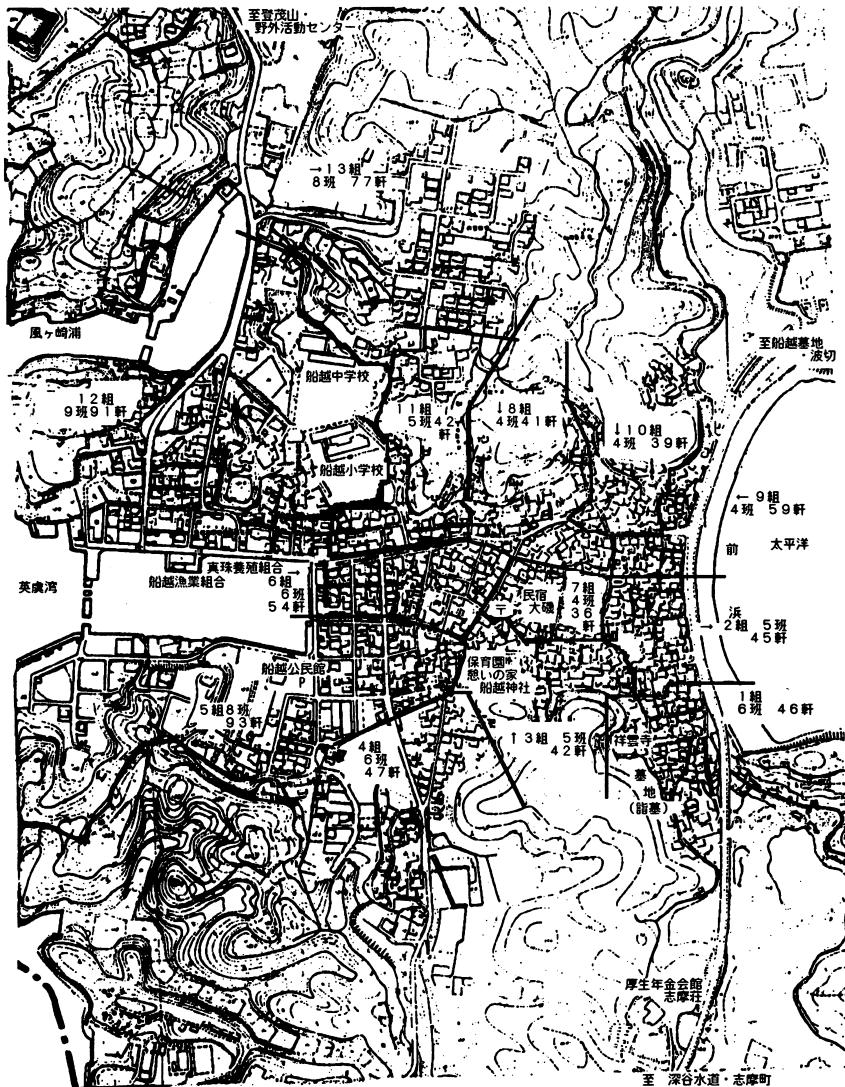
名前	役割
森 謙二	
竹内 康博	
井坂 睦子	祭り・信仰
石井 淳子	葬制・墓制
樫村 智子	村制
鈴木 啓子	真珠
須藤 美幸	家族・親族
関口めぐみ	出産・結婚
園部由佳理	生業・年中行事
高山みゆき	出産・結婚
田口みどり	葬制・墓制
田所奈穂子	家族・親族
千葉 美絵	葬制・墓制
中村 育代	生業・年中行事
根本 純子	祭り・信仰
能塚 史枝	生業・年中行事
肥田 早苗	出産・結婚
松本久美子	家族・親族
矢口 順子	家族・親族

名前	役割
川口健太郎	家族・親族
河野 健	葬制・墓制
熊谷 正樹	家族・親族
飯田 直樹	出産・結婚
渡辺正太郎	村制
森田 浩幹	出産・結婚
安田 健志	葬制・墓制
若山 洋一	生業・年中行事
渡辺 貴弘	生業・年中行事
林 淳一	生業・年中行事
古田 高志	葬制・墓制
水嶋 清人	葬制・墓制
山神 武保	家族・親族
鬼頭 幸	家族・親族
石川 誠	出産・結婚
飯沼 隆之	祭り・信仰
後藤 大樹	家族・親族
山本 賢一	祭り・信仰
宮田 義弘	村制

名前	役割
鈴木 智子	真珠
鈴木 成美	村制
鈴木ひろ美	家族・親族
砂部 純子	出産・結婚
高橋 陸	真珠
内藤 由美	葬制・墓制
長澤久美子	家族・親族
成井美保子	家族・親族
服部美香子	葬制・墓制
松崎 知美	生業・年中行事
安田 法行	真珠
原 敬喜	出産・結婚
田邊 嘉秀	生業・年中行事
森田 篤	葬制・墓制
藤井 幹也	葬制・墓制
佐久間 淳	祭り・信仰
佐々木大介	生業・年中行事
吉江 冬彦	祭り・信仰
安土 嘉一	家族・親族

名前	役割
渡邊有紀子	村制
竹越 正	家族・親族
堀井 慎一	出産・結婚
茂原 伸幸	真珠
西上 大助	村制
織田 英生	生業・年中行事
大森 永治	家族・親族
曾澤 恵子	家族・親族
朝日 博子	村制
大森 康代	葬制・墓制
岡田 由紀	葬制・墓制
小島 宏美	家族・親族
小沼 明子	家族・親族
川崎明日香	祭り・信仰
川又由紀子	生業・年中行事
五木田彩子	出産・結婚
佐藤美由紀	祭り・信仰
佐藤 恵	出産・結婚
庄司千賀子	生業・年中行事

船越世帯配置図



一村制

① 歴史

船越には先土器時代の桐垣遺跡をはじめとして、次郎六郎縄文遺跡や塚越貝塚、また七本松などの弥生時代の遺跡、九木や五人畑の古墳といった遺跡・古墳が数多くあり、紀元前の昔からこの地周辺に人が住んでいたことが分かる。

平城宮出土木簡に「志摩国英虞郡船越郷」とあるが、南勢町にも船越という地名がありそれがどちらを指すか明らかではない。大王町船越を指すものとしては「神鳳抄」(十四世紀半ば頃成立)に「東船越御厨」の記述が初めてであり南勢町の船越を指すともわれる「南船越御厨」と区別されている。

保元年間(一一五六―一一五九)には橘宗忠の所領となり、永正年間(一五〇四―一五二二)には土豪舟越右衛門の支配下にあった。十六世紀後半から九鬼氏が志摩一帯を支配するようになった。江戸時代には鳥羽藩に属した。明治四年に度会県、同九年に三重県に所属。同二十二年に町村制施行で船越村になる。はじめは英虞郡、同二十九年から志摩郡所属になった。昭和二十九年に町村合併のうえ現在の大王町の大字となった。

なお船越の名は英虞湾と太平洋を舟で行き来するとき、この地で舟を陸上運搬していたことにちなんでいる。

② 災害

船越は東西を太平洋と英虞湾にはさまれた低地なので、地震による津波や台風などで幾度も被害をうけてきた。そのうち船

越の伝承も含めて大きな被害をもたらしたものをいくつか記すことにする。

・千人塚 文禄三年の大津波では船越のほとんどの家と人が波にのまれてしまい多くの人が死んだ。千人塚はその津波で死んだ人の死体を埋めた場所であると伝えられており、現在三か所に小さな地蔵がある。今でもその場所を掘ると人の骨が出てくるといふ。千人塚が三か所にあるのは、津波の後、海水が引くときに渦を巻き死体がそこに集中して流れ着いたのでその脇に三つの穴を掘って埋めたからだ、ということである。数年前、四〇〇年祭が行なわれた。

・サイラ船遭難 大正二年一月船越村のサイラ船(さんま船)が遭難して、死者は五十一名を数えた。この事件と当時「イワシタニひとつか船越ひとつ」といわれていたほど財があつたイワシタニの衰退とがかさなり、漁業から業の行商などに転職するものが多数あらわれ、船越には海女以外に漁業を営むものがほとんどいなくなつてしまった。この事件は船越の産業構造を大きく変化させるきっかけのひとつであるといつてよいであろう。

・南海地震 戦後間もなくの南海地震で津波が船越を襲い、公民館横にあつたデンブ工場のシラキリボシが全滅し大きな被害を受けた。

・チリ地震津波 津波がムラを襲つたのではなく、太平洋からの津波が深谷水道を通じて英虞湾内に届いたため真珠のいかだがつぶれてしまったので真珠養殖業に大きな痛手となった。

③ 紛争

船越では境界をめぐって波切や布施田との境界争いをした歴

史がある。波切との紛争は江戸時代の正保二年（一六四五）に起きた。これにはつぎのような話が伝えられている。

「昔々、船越と波切の境に鯨がさがりつた。その鯨を船越のものにするか波切のものにするかで二つの村はたいへんもめ、それに抗議した船越の庄屋の宇兵衛がこの鯨の背の中の上で切腹し、自分の胃やら腸やらを波切のものたちに投げつけた。波切の人たちは自分の村に逃げ返ってしまつた。その後、船越では波切との境に「宇兵衛地蔵」と呼ばれるお地藏様をたてました。はじめは波切のものたちを見張るという意味で波切の方向をむいていたが、お地藏様をたててから海が荒れるようになった。そこでお地藏様のお尻を波切に向けたところ海はおさまつて、船越の人達は安心して漁にでかけることができるようになった。」また、布施田村との争いについては、一部「真珠編」で言及している。

④ 家・家格

船越で家格の高い家はオイエとよばれ庄屋をしていたり、財力がある家がそうである。屋号でいうとイワンタニ、ナカムラ、トウタロヤなどであり、かつてはオイエでは嫁を船越内からではなく波切や鶴方の家格の高い家からもらつていたそうである。また、葬儀において、オイエは「戒合」という格の高い、すなわち費用のかかる葬儀をする。ほとんどの家は一般的な「片鉢」で葬儀をしている。

⑤ 深谷水道

深谷水道は、英虞湾と太平洋を結ぶ運河で、昭和六年八月起工し、翌七年二月に完成した船越と片田との境界線の逆川とい

う低地を掘つて作つた。全長五百五十メートル、幅二十メートル、深さ二メートル。船越片田二か村合同で県の助成を得て開鑿した。開鑿にあたり両村で開鑿組合をおいた。規約によると船越と片田で組合員を九名ずつ選挙で選び、組合が中心となつて開鑿した。深谷水道ができたことによつて、英虞湾から大王崎までの船による所要時間が一〜二時間程短縮された。また英虞湾に太平洋からの新鮮な海水が入るようになり真珠の養殖にもプラスとなつた。実際、完成以降船越に真珠業者が多数来るようになった。

資料1 志摩郡船越村・片田村深谷水道開鑿組合規約

第一章 総則

第一条 志摩郡船越村及び片田村は深谷水道開鑿并之力維持管理に関する事務を共同処理する為町村制第二百二十九条に依り深谷水道開鑿組合を設く

第二条 本組合は志摩郡船越村・片田村深谷水道開鑿組合と称し組合役場を

志摩郡船越村役場に置く

第二章 組合の組織及組合会議員選挙

第三条 組合会議の定数八十八名とし各村九名を各村会に於て其の村公民中村会議員の選挙権を有する者より之を選挙す前項の選挙に關しては町村制第五十二条の例に依る

第四条 左に掲ぐる者は者被選挙権を有せず

一 在職中の検事警察官吏及牧税官吏

二 選挙事務に關係ある官吏

三 組合有給の吏員及職員

第五条 組合会議員は名誉職とす／議員の任期は四箇年とし総選挙の時より

起算す

第六條 組合會議員中欠員あるときは二ヶ月以内に補欠選挙を行ふべし／補
欠議員は其の前任者の残任期間在任す

第七條 組合會議員の選挙は管理者の定むる期日に於て各村長之を行う／前
項の期日は少なくとも十四日前管理者より組合村長へ告知するものとす

第八條 選挙を終りめるときは組合村長は直ちに当選者に当選の旨を告知し

其の住所氏名生年月日を管理者に告知すべき当選者当選を辭してるとき
は更に選挙を行ふべし

第九條 町村制第二十九條第二項乃至第六項及第三十五條規定は組合會議員
に之を準用す

第三章 組合吏員の組織及選任

第十條 組合に管理者及其の代理者各一名を置き管理者は船越村長に其の代
理者は片田村長に囑託す／組合管理者及其の代理者共に故障あるときは
船越村助役之を代理し

第十一條 組合に収入役及其の代理者各一名を置き収入役は船越村収入役に
其の代理者は片田村有給吏員中に？管理者之を屬託す 収入役及其の代
理者は名譽職とす

第十二條 組合に臨時又は常設の委員を置くことを得 委員は名譽職とす組
合會議の選手権を有する者より管理者の推薦に依り組合会之を定む但し
委員長管理者又は其の委任を受けたる代理者を以つて之に充つ

第十三條 前條に定むるもの外組合に必要 有給吏員を置き管理者之を任
免す／前項吏員の定数は組合会の議決を経て之を定む

第四章 組合費用の支弁方法

第十四條 借入金償還其の他組合に要する費用は財産より生ずる収入、使
用料、手数料、補助金、寄付金其の他組合に屬する収入を以つて之を支弁

し仍不足あるときは左の歩合に依り各村二分賦するものとす

船越村 三分の一

片田村 三分の一

附 則

第十五條 規約は公布の日より施行す

志摩郡船越村・片田村深谷水道開鑿組合會議規則

第一章 通 則

第一條 議員は招集の告知に指定したる日時に議場に參集するものとす

第二條 議員の席次は総選挙毎に抽選を以つて之を定む 補欠選挙に依り選
挙せられたる議員の席次は前任議員の議席を襲うものとす 但し二名以
上同特に選挙せられたる議員あるときは抽選を以つて之を定む

第二章 開議散会延会及中止

第二條 會議は午前九時に始まり午後四時に終る 但し時宣により議長は之
を変更することを得

第三條 開會は便宜の方法を持つて之を報し開議散会延会及中止は議長之を
宣告す

第四條 議長開議を宣告せざる前及散会延会又は中止を宣告したる後は何人
も議事に關し發言することを不得す

第五條 開會定刻後相當の時間を経しも尚出席議員定数の半数に充たせると
きは又は議事中退席者ありて定数の半数を欠きたるときは議長は延会を宣
告すべし

第三章 議事日程

第七條 議長は議事日程を定むる必要ありと認むるときは會議の終りに於て
之を報告すべし 議事日程には其の會議に付すべき事件及順序を定むべ
し

第八条 議事日程変更の動議成立し又は議長に於て変更の必要を認むるときは會議に諮り討論を用いずして之を決すべし

第九条 議事日程に掲ぐる事件のに議了に至らざる時は議長は更に日程を定め會議に報告すべし 議事日程に定めたる事件を議了したるときは議長は會議に諮り更に日程を追加することを得

第四章 發議及動議

第十条 發議は二名以上の賛成者あるに非ざれば議題と爲すことを得ず議員發議せんとするときは文案を具へ賛成者と共に連署して衆の議長に提出すべし但し事簡易なるもの又は緊急を要するものは直ちに議場に於て陳述することを得

第十一条 動議は一名以上の賛成者あるに非ざれば議題と爲すことを得ず議案に対する修正の動議は第一誂會又は第三誂會に於て二名以上の賛成者あるに非ざれば議題となすことを得ず

但し議案中互いに抵觸する事項又は法律命令条例規則抵觸することを発見するときは此の限りにあらず

議案に対する修正の動議又は其の他の動議は議場に於て陳述し若くは文案を具へて議長に提出すべし

議長は文案の提出を要求することを得

第十二条 提出者の撤回したる發議及動議は定期の賛成者と共に之を維持することを不得

第十三条 否決したる發議は同一会期中再び提出することを不得

第五章 誂會

第十四条 議事を開くときは議長は書記をして議案を朗読せしむべし但し議長は便宜議案の朗読を省略することを得

第十五条 議事は第一第二第三の誂會を経て確定す

但し議員の意見又は議員の要求により會議に諮り誂會を省略することを得

第十六条 第一誂會に於て議案全体に就き討論し第二誂會を開くべきや否やを決すべし

第二誂會を開くべからずと決しめるときは其の議案は破棄したるものとす

第十七条 第二誂會に於て議案を逐案審議すべし議長は逐案審議の順序を變更し又は章節を分台審議せしむることを得

但し議員一名以上の異議あるときは會議に諮り討論を用いずして之を決すべし

第十八条 第三誂會に於て議案全体の可否議決すべし

第十九条 議案に対し疑義あるときは第一誂會に於て質問すべし

但し第二誂會以後と雖も特に許可を得て質問することを得

第二十条 議案の委員に附托したるときは委員の報告を俟て之を審議すべし

第六章 討論

第二十一条 議員發言せんとするときは議長と呼び自己の番節を告げ議長の許可を得て後發言すべし

議員二名以上同時に發言を求めるときは議長は其一名を指して發言せしむべし

第二十二条 討論問答は渾て議長に向て之を爲すべし

討論は議題外に涉ることを得ず若し議長に於て討論議題外に涉り又は不必要と認むるときは之を制止することを不得

但し制止に対し異議あるときは二名以上の賛成者あるを俟て會議に諮り討論を用いずして之を決すべし

第二十三条 議長は討論の終結を宣告す

議長の宣告に対し二名以上の異議あるとき又討論終結の動議成立したるときは議長は会議に諮り討論を用ひずして之を決すべし

第七章 表決

第二十四条 議長採決せんとするときは其問題を會議に宣告すべし

第二十五条 議長採決したる後は何人も議題に就き發言することを得ず

第二十六条 表決の際議場に現在する議員は可否の數に加わることを得ず

但し議長が議員を兼ねる場合は可否の數に加わることを得ず

表決の際議場に現在せざる議員は表決に加わることを得ず

第二十七条 修正案は原案に先ちて決を採るべし

同一の議題に就き數個の修正案提出せられたる場合に於ては原案に尤も

速きものより順次決を採るべし若し議員二名以上の異議あるときは會議

に諮り討論を用ひずして之を決すべし

第二十八条 修正案総て否決したるときは原案に就き採決すべし

第二十九条 修正案原案共に賛成者過半数に充たざる場合に於て廢棄すべからざるものと認むるときは議長の意見若くは會議決議により特に委員を

設けて起案せしめ其報告を俟て更に議會を開くことを得

第三十条 採決は起立又拳手に問ひ議長其結果を宣告すべし

前項の結果疑わしと認むるとき又は議長の宣告に対し委員一名以上の異

議あるときは議長は書記をして議員の席次番号を点呼せしめ議員は起立

して可否を言明すべし

第三十一条 議長に於て必要と認むるとき又は議員二名以上の要求あるとき

は議長は會議に諮り記名又は無記名投票を以て表決を為さしむることを

得

第三十二条 点呼又は投票を終りたるときは議長は其結果を報告すべし

第三十三条 議長において附議事項を宣告したる後議員中發言者なきときは

議長は異議なきものと認め其決議を宣告することを得若し議員二名以上の異議あるときは會議に諮り討論を用ひずして之を決すべし

第三十四条 議員は自己表決の更正を求むることを得ず

第八章 委員

第三十五条 第一読会又は第二読会に於て議案其他の事件を審査修正起案せしむる為必要なるときは議長の意見又は議員二名以上の要求により會議

に諮り委員を設けることを得

前項の委員会には其附託したる事件に連繫する他の事件を併せて附託す

ることを得

第三十六条 委員數人委員会報告期限は會議の議決に依り之を定むべし

第三十七条 委員數は三名以上の奇數とし議員中に於て互選するものとす

委員選挙は單記無記名投票を以てし投票の多數を得たる者を以て当選者

とす得票同數なるときは年長者を採り年齢同じきときは議長は抽選して

之を定むべし

第三十八条 前二条に定むる報告期限委員數及其選挙は會議決を以て便宜之

を議長の指定に委任することを得

第三十九条 委員会は委員長一名を互選して之を議長に報告すべし

委員長は委員会の議事を整理し其経過及結果を會議に報告すべし但し委

員会に於て少數意見は別に之を報告することを得

第四十条 委員会の修正案及起草案は賛成者を俟たずして議題となすべし

第四十一条 委員は正当の事故なくして其任を辭することを得ず

第四十二条 委員会は會議に以て負担したる事件の外に涉ることを得ず

第四十三条 委員会は委員半数以上出席するに非ざらば議決を為すことを得

ず

委員会の議事は出席委員の過半数を以て決す可否同數なるときは委員長

の決する所に依る過半数を得るときは多数を以て之を決す但し場合に
は其事由を會議に報告すべし

第四十四条 管理者及其管理者又は屬託を受けたる者は管理者発したる議案
に対する委員會の議事に參考することを得
但し議決の數に加わることを得ず

第四十五条 委員に附託したは事件の發議者若しくは勸議者は其委員會に出
席して説明することを得
但し議決の數に加わることを得ず

第四十六条 委員會の議事は委員を除く外傍聴を許さず
但し委員會の議決に依り議員の傍聴をも禁することを得

第九章 會議録

第四十七条 會議録には左の事項を記載ことを要す

一、開會閉會に關する事項及年月日時／＼、會議散會延會及中止の年月
日時／＼、出席欠席遲參又は會議中退場したる議員の番号氏名／＼、會
議に參考したる者の官職氏名／＼、選挙の顛末／＼、諸般の報告／＼、會
議に附したる議案の題目及議決の要領／＼、議題となりたる發議勸議及
其の提出者の番号氏名／＼、表決可否の數／＼、其他議長又は會議に於
て必要と認めたる事項

第四十八条 會議録に署名すべき議員數は二名とす

前項の署名議員は毎會議長之を指名するものとす

第十章 秩序

第四十九条 議員欠席せんとするときは当日開會の時刻まで其事由し議長に
届出すべし

第五十条 會議中著席し又は退席せんとする議員は議長に通告すべし

第五十一条 議場に於ては静肅を守り議事の妨害となるべき言動あるべからず

第五十二条 會議中は私語喫煙を為すべからず

第五十三条 議員町村制並びに本則に違反したる者あるときは會議の議決に
依り三日以内出席を停止し又は弍円以下の過怠金を科することを得

附則

第五十四条 本規則は公布の日より施行す

第五十五条 本規則を加除改正せんとするときは議員三名以上の賛成者を得
るに非らざれば議題と爲すことを得ず

出席議員三分の二以上の多数を得るに非らざれば加除改正の議決を爲す
ことを得ず

以上

2 ムラの領域

船越の領域は波切との境は大王病院、片田との境は深谷水道
である。国道を浜沿いに波切方面に向かうと、浜辺の端に庚申
堂がある。また、庚申塚は、これ以外にも船越から外に通じる、
片田方面への国道とバス道、登茂山へ向かう道の三か所があり、
ここには小さな地蔵がおかれている。この庚申堂と庚申塚を船
越の人々は庚申さんおよび、村の安全を守ってくれるものとし
て信仰している。計四か所の庚申さんはいずれも船越の集落の
外れに位置している。このことから庚申さんは船越の居住地域
とその外側との境界になっているのであろう。葬儀の際、波切
方面にある墓地に行くとき、一般の見送りは庚申堂よりさきには
いかないことからもうかがえる。

江戸時代は庄屋が船越の南北に置かれていた。このことから
もわかるように、船越は北組と南組に分けられることもあった。
正月行事のトトツリアイは南北に分かれて競いあつて来た。北

と南の境界は地図のとおり。現在はムラのなかに十三の組がある。その境界は道である。

3 ムラの組織

① 組長会

船越はかつて「南」「北」に区分されていた。この時期はいつであるかはわからないが、正月の「火祭り」の時には「南」「北」の組が強調されている。その後、十組・十二組に分かれていたこともあるが、今では十三組になっている。この組の家数などに関しては改めて確認をしたい。

各組には組長があり、船越全体の組長会を構成している。組長会は大町行政と農協・漁協・真協など団体をつなぐパイプ的役割をつとめている。組長は戦前は組頭とか頭屋（かしらや）とよばれ、大変な名誉職であった。各組において人望や経済的余力のある人でなければ組長になれなかつたとされている。このため、組長は組に対してかなりの権限を持ち、組長の意思で組内の道掃除の日程などを決めることができ、また町会議員より強い力を示すことがあった。また、任期もその人の都合次第で何年でも組長の座についていることができた。公式の場合から引退している隠居者でも現在は組長になることができる。

戦後、漁協の再編成、真珠組合の設立などで、それぞれの組織がムラではなくその外部（上部）組織との結び付きを強くしていき、分業体制が整うなかで家業をおろそかにできなくなつたのか組長のなり手が減ってきて、現在では任期一年の輪番制となった。そのためこのように回転が早いと働き盛りのときに

組長が回つてくるという悪循環もみられる。

各地区代表の十三人の組長で構成される組長会は、組長会会長、組長会副会長と会計の三役を置いている。組長会は昔は月に一度寄合を開いていたが、現在は一月に開かれるモチヨリ（持ち寄り）だけが定まった寄合であり、その他は随時開催される。

一月二日には組内の世帯主が組長宅に集まる初寄があり、町、自治会、漁協、真珠組合など各種団体への質問・意見・要望や天王祭の戸あたり予算、次期組長の選出などが話し合われる。新組長は三月の末に旧組長より引き渡しを受け、四月から一年間の任期を務める。組長は初寄で出された質問・意見・要望をモチヨリで整理し各種団体へ提出する。現在は有線放送があり便利になっているが、放送ではすまない行政体や各種団体からの連絡は一旦組長に伝えられ、組長は組内の班で組ごとに決まっている使い子にその旨を伝え使い子は班内各戸に伝えるようになっていく。原則的に毎月八の付く日が連絡日である。

② 船越自治会

昭和四十九年に大町による登茂山一部売却の際収入の二割が船越に支払われたが、それを受け取る正式な組織として発足した。自治会は、その年度の組長と前年度の組長の計二十六人が中心となって運営されている。組長会と同様に会長、副会長、会計がおかれており自治会副会長は組長会会長と兼任することになっている。自治会はトトツリアイや天王祭の主権が主な活動である。

③ 構成員

ほかの地域から移転してきたものは、組長や支所に挨拶に行

く程度。入会地の利用は転居してすぐに利用できるという話もある。組の構成員は「組子」と呼ばれる。組子には、一軒から一人川掃除や道の補修などの人足にでる義務がある。しかし、参加できなかった場合はほかの時に必ず出るように組長から指名された。これを指人足（サシニンソク）と呼ぶ。その他、年に二回盆と正月に井戸掃除（井戸替え）をする。近所の五、六軒が同じ井戸を使っていたので共同で行う。井戸の中の水を全部だした後に、底においてある石（神様と呼ぶ）をきれいに洗いもとに戻す。そうするとまた水が出て来る。また、井戸水を飲み水と使い水に分けて井戸を二つ使っているとところもある。その場合、井戸掃除は飲み水の方だけして、使い水の井戸の場合、神様は中に入れておいてある。

④ ムラの財産

現在、船越固有の土地・財産はない。以前はまつたけ山はムラのものであったが、合併時に大王町が管理するようになった。三年に一回入札を行い補償金を積めば誰でも参加できる。共有財産には地下網（ジゲアミ）がある。高い所に見張り小屋があり、その中にいる人がボラの群れ（ナブラ）を見つけると合図をだし、一斉に漁師が地下網を使ってボラ漁をする。とれたボラはムラの家全てに配られる。残りを売った利益は地下網の修理費に当てられる。

⑤ 行事と休日

年に二回、山の口が解禁される。それをムラの言葉で「山の口があいた」という。朝早くほらが鳴ると同時に山に行き、自分の縄張を決める。その範囲の中にある下草や木を刈り一年の生

活の燃料にする。縄張は早いもの勝ち。下草を刈ることをムラの言葉で「下草をあらける」という。十一月三に敬老会を開く。休日・七月一日をハゲンシヨ（半夏至）と呼ぶ日。春分、秋分の日は長いものを見てはいけなないので畑に行ってはいけない。昔の人は守っているが、若い人は仕事をしている。

休日・セコンマチ、七、八軒が一緒になって赤飯を炊いたりした話をする。近所同士の災いをなくすためと言われている。

⑤ 寺社組織

護年会という組織があり各組から一名ずつ選ばれる任期は二年で、寺に保管してある葬具の管理を主な仕事とする。また、任期三年の寺世話役、神社役員がそれぞれ船越全体で三人ずつ選ばれる。

④ その他の組織

主に行事にかかわるものであるが、盆踊り保存会、地藏盆の主催者（組織名がない）といった船越の伝統行事を有志で盛り上げていこうという組織もある。また寺社の護年会にあたる組織で神社に協力する組織奉賛会が一九九六年に有志で組織されている、この奉賛会はもちのき新聞を月一回発行している。

4 年齢集団

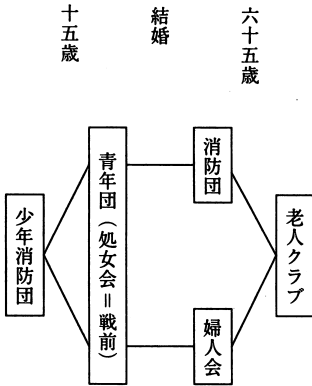
① 現在の年齢集団

少年消防隊が十年ほど前からできた。防火協会主催で十、十五歳の男女が参加している。青年会は高校生からうへの未婚の男性が所属している。八月二十日に行なわれる相撲大会、年越しのアタラシキを主催している。戦前は夜学があつて月に何回

か参加したり、弁論大会、運動会の主催もした。また、城山下にあるお池を青年会で管理していて、その蓮根を掘って鶏つて得た収入を事業資金としていた。

婦人会は既婚の女性中心で構成されていて敬老会の主催天王祭のお茶くみなどを行っている。三十〜五十くらいの既婚男性は町の消防団船越支部に所属している。船越には老人クラブがあり六十五歳以上の男女と、六十歳からの希望者が参加している。登茂山への春の遠足の他、交流会、総会、年三、四回の旅行をして活動している。

船越の年齢集団を左の表のようにまとめることができる。この表から村の人々の年齢に対するまた男女に対する意識がみてとれる。まだ幼い頃は子供として男女区別なくひとまとまりで、また老人も子供同様に男女の区別なく老人というひとつの枠でまとまっているといつてよい。



これにたいして、戦前では、成人に達した十五歳から、男性は青年団、女性は処女会に属した。男性は成人に達すると寝宿に泊り、女性の一部も娘宿に泊るとされているが、現在ではその記憶も薄くなってきた。戦後、処女会は解散し青年団と合流した。処女会については詳細な資料が残されているが、分析はこれからの課題である。

資料1 ふるさと新聞 船越の起こり (山際新右衛門記)

遠く石器時代から人が住んでいたもので原住民は、北のオカ、クキ、オオミ、ゴヨ、七本松、五人畑、方面の日当たりのよい所に集落をつくっていたものでしょう。古墳の位置、祭壇の場、経塚等、出土品(石器、土器)から観察しても船越の里は北の岡を中心に始まり、次第に今の砂礫地に下りてきて住むようになったと思います。(六世紀後半)大伴氏が国主であり、志摩一円を神宮御厨領としておさめ、住民は海産物を奉納していました。字名に御領、神宮寺等の地名が残っています。古くから幾度か地震、津波におそわれて、字の如く、前の浜からアゴ湾へ舟が越したもので、帯状に砂礫堆積地が出来ていて、山崎の岩谷や、南の腰折、山際に二、三十軒つづ出来たのが初まりで、津波の被害を受けたものと思います。古老の言う村は何度もタイテンしたので、文禄年間津波のとき十六軒しか残らなかつた。其の時の塚が、字塚越に千人塚として今も、残り電柱を建てる時とか水道工事の時など時々、人骨や土器が出土します。今の里は平安後期のもので徳川時代に二百軒、明治になって三百軒に増えていました。

二 家族・親族

1 家族の形態

私たちの調査は、家族についての調査基礎票と隠居親についてアンケートをとる形で行なわれた。船越はさほど広くはない土地ではあるが、七四三軒の世帯で構成されている。しかし、この中から基礎調査票を回収できたのはわずか三〇四軒余りの半分以下とあまりにも回収率が悪かったため、調査内容は不十分である。そしてこの基礎調査票をもとにまとめられたものが、「家族類型」「家族の統柄構成」「世帯主の年齢分布」「職業分布」「宗教分布」である。

まず、家族類型(表1)をみてみると、夫婦と未婚の子供からなる家族が最も多く次に夫婦だけの家族、単身者家族の順になっている。単身者家族は老人が多く、すでに退隠しており、こどもが就職や結婚で出ていってしまった世帯である。全体(三〇〇軒・不明四軒)のなかで七六%が夫婦家族、一世代あるいは二世代によって構成される家族形態をとっているが、このなかで隠居世帯と数えることができる世帯は私たちの調査では五二軒であり、全体の六分の一が隠居世帯という構成になっている。三世代または四世代が同居している例は少ない。三・四世代は世帯主とその妻、未婚の子供、親または親夫婦といった世帯である。家族の統柄構成(表2)をみると、相対的には父母や孫の構成員の数が少なく、表1からも理解できるように三世代以上の家族員によって構成される直系家族の傾向は希薄である。夫婦家族世帯の割合の高さは、別居隠居の習俗を表現したものと考え

表1 家族類型

	類型	実数	構成比
夫婦家族	N-1	41	14%
	N-2	88	29%
	N-3	99	33%
	N合計	228	76%
	直系家族	S-1	39
S-2		24	8%
S-3		7	2%
S合計		70	23%
傍		傍-1	2
	傍-2	0	0%
	傍合計	2	1%
	計	300	100%

N-1: 単身者家族
 N-2: 夫婦だけの家族
 N-3: 夫婦と未婚の子どもからなる家族
 S-1: Nの家族+直径尊属を含む家族
 S-2: Nの家族と直径単の夫婦を含む家族
 S-3: S-1+S-2
 傍-1: 傍系の親族を含む家族
 傍-2: 傍系の親族の配偶者を含む家族

表2 家族構成

世帯主	304	三女	1
妻	292	長男妻	19
父	11	次男妻	3
母	42	婿養子	2
長男	97	孫	47
次男	35	妹	1
三男	2	嫁	1
長女	81	不明	4
次女	29	計	971

表3 世帯主年齢分布

年齢	人数	年齢	人数
25~29	7	60~64	60
30~34	14	65~69	39
35~39	10	70~74	33
40~44	17	75~79	11
45~49	32	80~84	13
50~54	29	85~89	2
55~59	30	不明	7

られる。

もつとも、孫が四十七人とでていますが、孫がいる家は二十五軒であり、そのうち世帯主夫婦と孫だけからなる家族が二軒（隠居者と孫の同居）、アトツギが結婚して子供ができてはまだ世帯主としての地位を譲渡していない世帯は二十三軒である。

世帯主の年齢分布（表3）をみてすぐに気づくことは、六十歳〜六十九歳の六十代が圧倒的に多く、全体の約三割をしめていること。また、七十歳以上が六十六人もいるといった世帯主の年齢の高さもみられる。しかし、隠居世帯が多いというだけではこの数字を説明することはできない。なぜならば、私たちの調査では世帯主の年齢六十歳を超えるのは一六五軒であるが、その内隠居世帯は五二軒に過ぎないからである。ここでは若年層が船越外へ流出しているを考えざるをえない。改めてこの問題については考えてみたい。ここでは、隠居世帯も「一つの世帯」と計算している。

表4 職業分布

職業	数	職業	数
漁業	21	漁業・真珠+会社員	14
真珠業	30	農業+会社員	5
農業	3	自営業+会社員	15
自営業	41	公務員+会社員	8
会社員	51	漁業・真珠+自営業	3
公務員	9	自営業+大工・農業	3
大工・運送業	5	大工+運送業	5
漁業+農業	3	大工+漁業・会社員	6
漁業+真珠	1	不明	23
無職	62	計	304

職業（表4）については、やはり海の近くの地域であるため漁業と真珠業がめだつ。漁業や真珠業だけでは生活ができないため、家族員のだれかが働きに出るといった兼業化がみられる。農業はほとんど行われておらず、専業農家が三軒、兼業農家が九軒のみである。また漁業や真珠業とともに注目しておきたいのが自営業である。自営業のみで生活している世帯は四十一軒と多いが、やはり自営業だけでは生活が厳しいため誰かが働き

に出るなどしている。全体的にこの地域では一世帯で二つ以上の仕事をしている家が多くみられる。無職というのはほとんど老齡の隠居世帯で年がとって働けないためであると思われる。宗教分布(表5)からは圧倒的に禪宗Ⅱ祥雲寺壇家が大部分をしめているのがわかる。他に創価学会、日蓮宗、真言宗などがあるがそれらは稀である。

表5 宗教分布

宗教	人数
祥雲寺	256
創価学会	5
和具剣光	1
日蓮宗	2
真言宗	1
天理宗	1
計	266

① 2 家族員の地位
家長

家長の行わなければならない仕事や特別な権限というのはこれといつてないが、集会や寄り合いなど地域との交際を行い地域の役職(組長など)につくことである。例外として妻が海女のため妻が海に出ているときは食事を作るといった家もある。また男性固有の仕事としてあげるとするなら船頭や水夫や一本釣りといった漁業。Ⅱ職業にかかわるものしか聞くことができなかった。

② 主婦・嫁

主婦・嫁の主な仕事は家事、育児など家庭を守るといふ役割

を持つているが、百姓や海女、海藻(てんぐさ)取りも行う。特に海女である女性はお金を稼ぐため権限が強く、昔から「嫁をもらうなら海女がいい」といわれたほどである。また、昭和三十五年くらいまで注連縄などのわら細工は女性の役割であり、女性が家の祭祀の一部の役割を担っていた。

嫁の条件としては息子さえよければ特に条件することはないが、生活に浮き沈みがあつても寄り添つて助け合い、子供をほおっておくことも実家に帰ることもないよう承諾させたりする。嫁いじめはほとんどなく、昔は悪口をいう程度のものであつた。むしろ、嫁は家事、育児、百姓、海藻(てんぐさ)取りなどよく働くため、「この辺の嫁さんはえらい」といわれたものである。また、船越では隠居の習俗があり、嫁と姑が同居することは少ないため、別居することにより嫁いじめは妨げられると考えられる。嫁の財産として、昔はタンス、ナガモチなどの家具や留め袖などの衣類は持参していた。海女の女性は、オキヤ、イソオケ、磯着、メガネ、カギノミなど持参し、オケには親元の名を焼印のようなものでかいた。これは二十年程前まで続き、現在はない。今回、嫁の財産において調査不足であり、はっきりしない部分が多かつたため次回の調査の課題としておく。

③ 子ども

以前、農業が盛んだったころ、子どもは田畑の手伝いをした。親戚同士で子どもは労働力の貸し借りが行われたり、戦時中には出征兵士の家に手伝いに行くこともあつた。田植えや稲刈り、また海藻を取る時期はほとんどの家が忙しくなるため、学校が休みになり子供たちも手伝いをしていた。これは昭和三十年く

らいまで続いた。昭和三十年以降は機械化により人の手を使わなくてもすむようになったためだと思われる。家の中の手伝いとしては、ムギタキといいかたいムギを柔らかくするため水に浸しておくというものがあつた。また、そのための水くみも行われていた。小遣いは定期的にもらえるわけではなく、正月、盆、祭りなどの行事があるときにもらつていた。

養子もらうということは一般的に、「イエの子孫を残すため」であり、「イエの労働力として」といつた理由からは少ない。養子でも家族内では大事にされるが、村落内での目は厳しくあまり高くはみられなかつた。婿養子の場合も地位はあまり高くはなく、婿養子としてその家に入ってきたときも財産分与はされない。一般的に長男がその家のアトツギとなるため、婿養子には次・三男がいくことになつてゐる。ちなみに「結婚・隠居についてのアンケート」の結果、婿養子が跡継ぎとなつた世帯は十四軒である。血縁関係のある親戚の家にアトツギ養子としていくことを特にその家を「モチニイク」という。また、赤ん坊のうちの子供をやりその家で育て、家を継がせることを「ヤシナイオゴ」といい、男の子よりも女の子のほうが多かつた。

④ 隠居

通常一般的にいう隠居とは、母家を出ていくのは親であり、本家に残るのが跡継ぎとなつてゐる。しかし、ここ船越では隠居にはもうひとつの意味がある。親が他出する隠居習俗に対して、跡継ぎが母家を出、母家に親が残る場合である、嗣子他出の形態を「ホンヤスル」という。回収された基礎調査票をまとめた結果、船越で親が隠居している世帯が四十七軒、長男流出の例

も多かつた。しかし、今回の調査の時点でこの二つの隠居の意味をうまく把握できないまま、調査を行つてしまつたため嗣子他出であるインキョについての情報はほとんど確認することができなかった。これも次回の大きな課題としておきたい。であるからここで述べるものは、親他出型の隠居について述べていこうと思う。

隠居して戸主権を譲ることを「シンシヨを譲る」「シンシヨを渡す」といい、ここでいうシンシヨとは家屋敷、財産、田畑など家株のことであるが、身の上のシンシヨウのことだという人もいた。一般的に隠居をする時期は五十〜六十歳くらいで、跡継ぎに嫁が来たら同居する事なく隠居するが、家を新築するまでの間同居するときもある。昔から子どもが嫁をもらうと、家を新築したり空き家を借りたり食べていけてもいけなくても代を譲らなくてはならなかつた。そうしなければ、親夫婦に邪魔されては子ども夫婦に思われるためである。しかし今では、同居するケースも多くなつてきてゐるようである。隠居する際に未婚の子どもがいた場合には、一緒に隠居屋へ移り、母屋は跡継ぎ夫婦のみが暮らすことになる。隠居は公の場からの退隠という意味もあるため、かつては村落内の役職（組長など）にづくことはないだけでなく、寄り合いや会合に出席することもなかつた。しかし、隠居やと母屋が別敷地であり別の地区に住む場合は両世帯ともムラの交際をするようになる。親類の交際においても隠居よりも母屋が行うようになる。

隠居する際母屋と隠居屋とは生活を異にするため財産も食事も棟もあるいは敷地も別であるという。別食・別財・別棟・別

敷地という形態が一般的である。もちろん、同敷地のなかに別棟で生活する形態も多いが、今回の私たちの調査では、隠居をかつて行っていた世帯を含めたアンケートでは、隠居屋と母屋が別棟・同敷地という世帯が三十軒、別棟・別敷地が二十七軒、船越外三十六軒ということがわかった。また、食事については母屋で食べている世帯が三十五軒、原則として別としていた世帯が七十一軒と別食が多数であった。そして家計においても、全く別にしていく世帯が七十七軒、一緒の世帯が十軒、主な経費は一緒だが日常的には別の世帯が三十軒と別財の意識が強いことがわかる。原則的に生活単位を別としており、現在では年金や軍人恩給（これは特例である）があるために生計を立てられるのであるが、年金のなかった時代には麦やさつまいもなどの自給自足を行っていた。かりに歳をとって働けなくなつたとしても、母屋のほうが食事をもつてきてくれるなどして別食を保っている。

隠居の習俗について不経済だという人もいるが、嫁・姑のいさかいがなかつたり、お互い気軽に生活できるなど良い慣習に思っている人たちが多いようである。国府と同様に船越は「嫁の天国」といわれるほどでもある。

3 相続

一般的に財産を相続するのは後継ぎである長男が優先的である。つまり長男相続であり、後継ぎ以外の兄弟や女性への財産分与はない。金持ちの家では次・三男が分家する際に、家を新築してやつたり土地を分けてやつたりもするが、この例は稀で

ある。母屋に継承するものは百姓株、位碑、墓地などであり、家紋は代々受け継がれ変わることはない。墓地について特例ではあるが、婿養子のいる家で隠居と母屋の墓を別にするというところがあった。これは血のつながりがないため同じ墓には入れないのではないかと考える人もいる。分家した場合も墓は本分家別々にもつようになる。また神棚と仏壇についてであるが、仏壇は本家に代々置かれ分家した場合には新しくつくり、神棚も本家に置かれる。しかし、仏壇に比べて隠居屋・母家両方に神棚があるという世帯も少なくはない。ちなみに船越では神棚に祀られる神を「キモンノカミサマ（鬼門の神様）・台所の神を「コウジンサン（荒神）」と呼んでいる。

4 親族

① 本分家の集団

船越ではほとんどの家が屋号をもっており、人を説明するにも屋号をいえば分かるほどである。本家を「ホンヤ」といい、分家を「ワカレ」「コシラエンシヨ」「シンキョヤノワカレ」または屋号をつけて「屋のワカレ」ともいう。しかし分家をしたら屋号は新しくできるため、ここで使われる屋号は本家のものである。本家から分家したらその後は末代まで分家として続いていく。本分家の意識は超世代的に続くと言われるが、実際に交際するのはだいたい三親等までである。本分家の交際内容は他の親類とも同じ冠婚葬祭である。しかし分家のものが結婚する場合、本家が仲人を行い本家の者が結婚する場合分家が仲人を行う。また葬儀の場合も同じように分家のものが死亡すれ

ば本家が、本家の者が死亡すれば分家が「オツサンムカエ」「ボウサンムカエ」「オシヨウムカエ」といって、お坊さんを迎えに行くなどする。また冠婚葬祭以外での集まりといえは、新築祝い、新しい船をもつたときなど祝い事や喜びのあるときである。お正月と盆にも集まるが特に集まらないところもある。座順は会合のあるとき、本家が上座に座りあとは年齢順に下座へと座るがほとんど座順は関係ない。本家の承認を必要とするものは家や土地の売買、家の新築、改築などであり、本分家相談して決めることもある。また後継ぎとなる子どもの名前を本家がつける場合もある。相互扶助は通常の生活においてははないが、災害時や金銭的に困ったときにお互い助け合う。扶助しあわなければならぬというわけではないが、扶助しなければ世間体的に悪い噂が流れてしまうのである。

② 親類

親類のことをまとめて「オヤコ」とよび、だいたい三親等くらいまで親戚づきあいがある。親戚が集まるのは冠婚葬祭やお正月・お盆に本家へ集まるときであり、本分家の交際内容とあまり違いはない。特例として、親戚・重親戚の間でお歳暮やお中元の送りあいはいしがないが、年賀状はたとえ同敷地に住んでいたとしても出しあう。これは全く別の生活単位をもっているといった意識が強いことがみられる。

嫁の実家も親類とみなしているが他の親戚よりは多少敬重である。妻の定期的な里帰りといえはお正月やお盆のときくらいで、村内婚が多いため改まって里帰りというものはない。実家が近すぎるためお正月・お盆に帰らない人もいる。

③ 奉公人

現在では奉公人という形ではなくアルバイトという形になっているため奉公人はみられない。昔は商売をしていたところに住み込みの奉公人がおり、そのまま商売を分け与えることもあった。また、育児が忙しいところではコモリノネエサンを雇ったりもした。女性の奉公人のことを「ケゴ」という。

三 人生儀礼

1 出産・育児

① 妊娠

妊娠五カ月の戌の日に、帯祝いをする。戌は産が軽いとされているからである。この祝いは、七尺五寸くらいの白い腹帯を夫の実家から嫁の実家へ贈られ、それを神棚に洗米とお神酒と一緒に供える。それから産婆さんができるだけきつくまいてくられる。これは、逆子になったり、横になったり、位置が変わったりしないように、お腹が大きくなりすぎないように、子供は小さく生んで大きく育てるという考えからである。

出産の一月前にオイダシという儀礼が行われる。これは赤ん坊が早く生まれるようにと安産を祈願して行う儀礼である。特に初産のときは予定日より遅れることがあるので、順調に生まれることを祈って祝う。初子のみ行われる。この祝いは、親戚が妊婦に栄養をつけるようにと、重箱に米と煮魚一匹を入れて贈る。あまり早くあげすぎると妊婦が心配してしまうため、生まれる一週間くらい前にお祝いする家もある。贈らない家では

自分の家へ妊婦を招待して、赤飯と煮魚一匹を御馳走する。よいとされる魚には、アワビ、ムツ、タイなどがある。反対によくないとされる魚は見た目のよくないものである。またアワビを食べると目の綺麗な子供が生まれるといわれている。

禁忌

・妊婦は火事を見てはいけない。大晦日から元旦に行われる火祭りも大きな火といわれていたので、見てはいけないとされていた。見るとあざのある子が生まれてしまう。

・妊娠中は、葬式でヨニタツ（位牌もち、水もち、飯もち）の役になってはいけない。たとえ親が死んだときでも夫もやっではいけない。また棺桶にも触ってはいけない。

・かまどを割ってはいけない。三つ口の子が生まれてしまう。

・魚の切り身を作らない、田んぼの水口をきらない。口の切れた子が生まれてしまう。

・外見が悪いため、タコなどを食べてはいけない。海女をやっている人はタコをつかむのはよくないとされていた。

・虫などを殺さないようにする魔除けとして妊婦の枕元の布団の間に、三十センチくらいの脇差の刀をおいていた。

② 出産

出産場所は、通い婚であったため、実家の寝間、座敷などでした。昭和三十年ごろまで家で出産していた。それ以降は病院で出産するようになった。出産方法は、寝産である。家を出産するときには産婆さんと呼んだ。産婆さんは村に二、三人いて、コトリバアサンと呼ばれていたらしい。出産後は、お七夜に呼んだりする。産婆さんに対するお礼は、夫の家で用意した。

出産のときの夫の役割は、産湯を沸かしたり、子供がいれば面倒をみたりしていた。

へその緒は桐の箱や針箱などに大切に保管した。

③ 産後（お七夜）

名付け祝い（命名祝い）のことで、赤ん坊の名前を披露して、赤ん坊に赤飯や魚（タイなど）を食べさせる真似をする行事である（ただし、八月のお盆の時期には行わない）。ここには女性ばかりが招待され産婆さんもよばれた。初子の子のときのみ行われる。このとき嫁の実家から産着が贈られる。また名付けをする人は特には決まっていないが、生まれた赤ん坊が長男の場合には、その家の屋号の一字をつけることが多い。産後は、血で穢れているので、たきものをするとときには別の火を使う。これを別火という。

出産後、お七夜をすませてから母親と赤ん坊がオビヤに入つて、五十日から百日位養生する。オビヤは海岸のほうにあつて、村に一つずつくらいある。なぜオビヤで生活するかについては、親元を離れて婚家へ嫁ぐので、自立した生活ができるようになるため、婚家に入るとすぐ働かされるので、体を休ませるためであると説明している。ここには女性以外の出入りは禁止されていた。必要なものは親戚などが持ってきてくれた。オビヤは、三畳ほどの部屋が五つあり、何組かの親子が養生している。四番目の部屋は縁起が悪いため荷物置場になっていた。現在は壊れてしまが残っていない。壊れる以前は漁師さんたちの網などの保管場所としても使用されていたそうだ。

また赤ん坊がオビヤに入るときにすでにいた子や新しく入つ

てきた子の子供同士の関係をオビヤトギという。オビヤで一緒に生活した親子は一生つきあいがあるそうである。

出産祝いとして、親戚、隣近所の人が重箱に米、魚を入れてオビヤに持っていき、妊婦に贈る。贈られたものは、オビヤで生活するための食物とした。これをオビヤ米という。もらった重箱はからでは返せないのになかにお返し物を入れる。

オビヤのかまどの火は穢れているといわれているので、それまでのオビヤの火から夫の家のかまどの火に移ることを、ヒラカエルという。今まで穢れていた体がヒラカエルことによつて清められるといわれている。またこの日に、赤飯を炊いて大根の漬物と一緒に子供たちにあげる。

〈宮参り〉 生後五十日、百日目の間に船越神社へ嫁の実家から贈られた晴れ着をきて、小豆、米を少々もっていく。夫の母親が赤ん坊をだっこして、母親も一緒にいき氏子として神社に報告する。船越では玉串料一万円くらいもっていき、おはらいをしてもらい守り札とおみきももらう。また絵馬に名前を書いてさげてくる。

双子が生まれると、子供の父親が屋根に登って、「オレゲノカカアハ双子ヲモウケタゾ」と叫ぶ。後をひくと妊婦の体に負担がかかるので、後をひかないようにするための魔よけとして行われたそうだ。また双子や三つ子が生まれると、動物の名前をつける。これは、動物は一度に何匹も生むのでそれにちなんでつけられるそうである。また双子は弱く育つてしまいがちだったため、強く育つようにと四つ足の動物の名前をつけるともいわれている。これは四つ足の動物は丈夫であるからである。

④ 育児（尻餅）

赤ん坊が生まれてから満一歳になるまでに歩いた場合、親をしのぐといつて、その赤ん坊に米一升を背負わせて尻餅をつかせる。その米で餅を作り親戚や近隣に配る。七五三のようなものはなかった。

〈拾い親〉 父親が厄年のとき生まれた子、体の弱い子が生まれると拾い親を頼んだ。まず、逆さまにした菅傘に赤ん坊を入れて三つ角（誰の目にもつくから）に捨てる真似をする。あらかじめ親戚に頼んでおき、拾ってもらう。赤ん坊を拾って帰った家では、新しい産着を着せてあげる。一日で赤ん坊は実の親のところへ戻ってくる。その拾い親とは一生赤ん坊と擬制的親子関係をもつ。拾い親に頼まれた親戚は家族全員が健康である者であった。またなかには父親が厄年で丑年に生まれた次男は自分の家より東南の三つ角に捨てられるという例もある。なぜ次男かというと、丑は兄をおす、兄を追い越す、兄より偉くなるといつて捨てられた。この例も拾ってくれる人は事前に決まっている。現在でも丑年の弟が生まれると行われているそうだ。

⑤ 成人儀礼

成人儀礼は特になく、現在は町のほうで成人式をやるのみである。寝屋への加入については、「村制」の項を参照。

2 結婚・厄年

① 配偶者の選択

結婚相手は、親同士で決める例が多いが、なかには男の人が自分の気になる人の存在をオバに教えて、そのオバが女の人の

所へお願いにいく例もある。話が決まると男の人が女の人の家へ礼を言いに行く。次ぎに女の人とオバが、男の人の家へ礼を言いに行き、妻問いが始まった。また昔は、家柄をよく知っているということから、イトコ同士の見合いがよくあった。ただしこの場合、父方のイトコよりも母方のイトコの方が血が薄いといわれ、好まれたそудだ。嫁の条件として、嫁の家柄は婿よりもやや下からと言われたが、だいたい同じくらいの家柄というのが一般的である。またその他の条件として、理想の嫁は、よく働き親孝行する人である。

② 通 婚
女の人の寝屋に男の人が遊びに行くことをヨバイといい、そこに行つて自分の氣に行つた人を見つける。結婚に至る場合もある。波切地区の方が遅くまで残っていた。寝屋は、経済的に豊かな家や、広い家の人が貸してくれる。その家の主人をネンヤオヤといい、そこに泊まりにいく若者をネンヤコという。

次の通婚圖は、現世帯主を中心としてその前世代・二世帯前・三世帯前の世帯主・配偶者の出身を調べたものである。

この結果をみてみると、配偶者の出身地は、どの世帯も船越出身者が半数を占めている。配偶者の出身地が船越である四世帯全体の割合は、五十九%であり、村内婚率が高いのである。

三世帯前、二世帯前にも数人いたが、他村の嫁が船越に来るようになったのは、昭和二十年代半ば以降になってからで、それから増加しはじめた。昔は、まだ村内婚がほとんどを占めていたため、他村からの嫁というのは珍しがられていた。現在は、船越が配偶者の出身地の人は五十一・三%と半数いるが、他の

出身地の人は、三重県内十九%、大王町九・九%、県外十一・四%と三世帯前から比べると増加している。この結果、村内婚は崩壊しつつあり、町外・県外との通婚が近年増加の傾向化にある。

③ 妻問い

次の表2・表3は「結婚をした年」を規準として、妻問いをしたかどうか、妻問い期間をまとめたものである。

妻問いはなるべく夫が嫁の実家へ通うのが原則である。しかし、家が狭く泊まる場所がない場合には、親戚など部屋に余裕があるところの家を借りて寝泊まりした。

表2をみると、どの年代も妻問いを行ったという人は半数以下であるという結果になった。戦前には多くの人が妻問いを行っていたと聞かすが、この調査結果ではそうではない。戦争による影響があるのではないだろうか。戦後になると、妻問いを行う人が減り、他方では両親と同居する人が増えてくる。しかし、妻問いを行う人が減り、昭和六十年代以降では誰も妻問いを行っていないが、昭和五十年代前後から次第に両親と同居する数も減少してくる。

妻問いの期間は一年という人が多い。妻問いを行う期間は、子供ができるまでの期間という「聞書」とも一致する。この期間が終了してから、妻は夫の「家」に引越すのである。

表3をみると、結婚後の両親（舅・姑）との同居は、戦後の二十年は親との同居が増加する。この地域の隠居習俗がどのように変化していくのか。また充分な資料の整理ができていない。この次の検討課題としたい。

表1 通 婚 圏

世代	船越	%	大町町	%	三重県	%	県外	%	不明	%	合計
3世代前	23	50	2	4.35	1	2.17	0	0	20	43.5	46
2世代前	79	59.4	1	0.75	12	9.02	3	2.26	38	28.6	133
前世代	149	73.4	11	5.42	15	7.39	10	4.93	18	8.87	203
現世代	135	51.3	26	9.89	50	19	30	11.4	22	8.37	263
合計	386	59.8	40	6.2	78	12.1	43	6.67	98	15.2	645

表2 妻 問 い

結婚の年	妻問い 行った	%	妻問い 行わない	%	不明	%	合計
昭和20年以前	5	21.7	14	60.9	4	17.4	23
昭和20年代	27	37.5	35	48.6	10	13.9	72
昭和30年代	20	27.8	41	56.9	11	15.3	72
昭和40年代	9	20	27	60	9	20	45
昭和50年代	4	15.4	21	80.8	1	3.85	26
昭和60年以降	0	0	16	76.2	5	23.8	21
不 明	1	2.86	11	31.4	23	65.7	35
合 計	66	22.4	165	56.1	63	21.4	294

表3 妻問いの期間

妻問いの期間 結婚の年	1ヶ月 以内	2~6 ヶ月	1年 以内	2年 以上	不明
昭和20年以前	0	0	4	0	1
昭和20年代	2	4	14	8	0
昭和30年代	1	5	8	4	4
昭和40年代	1	2	2	2	0
昭和50年代	0	1	1	0	2
昭和60年以降	0	0	0	0	0
不 明	0	0	0	0	7

表4 結婚後の両親との同居期間

結婚の年	1年未満		10年未満		10年以上		不明		合計
昭和20年以前	0	0	2	8.7	4	17.4	0	0	23
昭和20年代	0	0	16	22.2	17	23.6	1	1.39	72
昭和30年代	1	1.39	11	15.3	16	22.2	9	12.5	72
昭和40年代	1	2.22	6	13.3	3	6.67	3	6.67	45
昭和50年代	0	0	0	0	5	19.2	1	3.85	26
昭和60年以降	2	9.52	3	14.3	1	4.76	0	0	21
不 明	0	0	5	14.3	1	2.86	0	0	35
合 計	4	1.36	43	14.6	47	16	14	4.76	294

④ 仲人

仲人には、分家（ワカレ）した兄弟の誰かに頼んだ。後妻をもらった場合は仲人はできない。または家計図をたどって、一番偉い人に頼むこともある。現在は、父方のオジ夫婦や職場の上司に頼むことも多くなってきた。なかには夫婦ではなくオジ一人だけのときもあった。結婚後の仲人との交際は、お中元・お歳暮を贈ったりした。

⑤ 結納

双方の親戚同士がへ礼かわす⇒顔合わせのことで、結婚の確認などの意味合いがある。かつては婿方嫁方がそれぞれ往来したが、最近では、一ヶ所場所を決めて礼をかわしあう。へタルイレ⇒現在の結納にあたる行事で、赤い樽の中に酒を入れ、腹合わせにした縁起のよい魚（タイなど）を中につるす。それを婚家の方が用意し、これを仲人が嫁の方へ持っていく、床の間に飾る。この時、結納金はない。お神酒と御馳走七ヶ九品を持つていく。出席者は「礼かわす」に出席した親戚の他に仲人が加わる。このタルイレが終ると、公然と夫婦と認められることになる。そしてタルイレを行った夜から妻問いが始まる。

⑥ 結婚式

タルイレが済んで日数がたつてから、婚家で結婚式を行うようになった。昔も現在も結婚式の前に夫が嫁を迎えにくといふことはなく、仲人が迎えにいき、一緒に婚家（現在は式場）まで行く。席順は、上座に花嫁、花婿、仲人、そして下座に向かってジュウシンセキ、友人という順序で座り、現在とは違って上座には双方の両親や親戚は座らなかつた。

結婚式の服装は、花嫁が裾模様様の黒いとめ袖と頭が高島田と

ツノカクシであつた。花婿は、羽織袴である。冥は、伊勢音頭をして、この後三三九度でしめる。そして花婿と花嫁は二人で宮参りに行く。また船の水を掻きだすシャクシを結婚式のとき勝手口に出すと、その中に寿司を入れてもらえる。シャクシ以外にも鍋や桶を使うところもあつた。もらうときは恥ずかしいので顔を隠していた。結婚式の後に、親戚が集まって、台所、食器類などの後始末をした。また、結婚式の挨拶廻りは、姑または父方のオバが嫁と二人で、最初に隣の家にお土産を持つていく。また新婚旅行や里帰りというものはない。

⑦ 離婚

夫が早く死んだ場合でも、嫁が実家に戻るといふのは少ない。ほとんどの者が、そのまま夫の家に残り、あるいは夫の弟と再婚することもある。

3 年祝い

① 厄年

男性は二十五歳・四十二歳である。厄落としの行事として、初午の日、厄年の人が船越神社に集まり、おはらいをしてもらう。玉串料については、年よりも多い金額で支払うが、同じ年の人の中で金額はきめられる。それから、船越神社の縁側から菓子まきをする。菓子は下に集まって人に拾ってもらう。これは、菓子を落とすということによって、自分たちの厄を落とすという意味がある。またこの時、厄年の男性は額に黒い墨を塗つたりする。四十二歳のときは盛大に行われたそうだ。なかには、ヤ

五 年中行事

クサイといい夜に親戚などが集まって、お金、お菓子、餅をまいたりする。親戚の人は御馳走を食べるかわりに、まくためのお金をあげるが、その他のご祝儀はもらわない。

女性は十九歳・三十三歳である。女性は男性ほど盛大ではなく、菓子まきは行わなかった。

② 還 暦

六十一歳の還暦は、厄落としと同様に、船越神社に行つて、おはらいをしてもらい、菓子をまく。この時、赤いチャンチャンコと赤いヨダレカケをつける。最近では、同級生の女の人から赤いネクタイが贈られることが多い。また還暦の行事として、三つ角にお金を年の数より一つ多い金額をまくといわれている。

③ 年 祝 い

八十八歳の年祝いのことをマスキリという。マスキリは、八十七歳のときに行う長生きのお祝いであり、八月八、十八、二十八日などの八のつく日に、紅白の餅をついて親戚などに配る。また約五十センチくらいの竹の筒の中に米、浜の石ころ一つ、小豆を入れた棒を何本か作り、親戚に餅を配るときに一緒に配る。一升マスに米を山ずみにして、作った竹の筒でその山を切る。嫁が切る場合には、「いかしゃれ、いかしゃれ」と言つて外に向けて切る。娘が切る場合は、「おらしゃれ、おらしゃれ」と言つて内に向けて切る。現在は、自分の誕生日に膳をとつたり、床の間に米を飾り、旅館などでお祝いする程度である。また赤いシヤツを着て、半紙に手形をおして八十八歳の年祝いと書いて玄関に飾る家もある。

以下の年中行事のまとめは、『町史』『南山大学』に記載のあったものと今回の私たちの調査による資料をまとめたものである。

月	日	行事名	内 容
一	一	アタラシキ ゾウエン 火祭り	元日の祝詞であり、山の神を祭る。北の山神と南の山神にわかれている。大晦日の午後十二時すぎにはオニサエギに火がつけれ、人々が神社へ集まって来て組長に祝儀を渡す。年が明けると、船頭 組長等よつてアタラシキの詞が唱えられる。それが終わると、一般の人々は神社に参拝して帰る。現在は、組長さんが宮に集まつて一括して行つている。 神社境内のシイの木に巻きつけて山の神をまつる注連縄を作ること「ゾウエン」と云う。「ゾウエン」の山神のまつりがすむと船越神社に於いて、元日午前零時を期して組長、船頭、相船頭が集合して「アタラシキ」を合唱する。 「トトリツアイ」という火祭りがある。これは魚釣りを競い合う意であり、昔は、南と北の二ヶ所で火祭りがあつた。北が勝つと豊漁、南が勝つと不漁になるといわれた。互いに相手より高く上げようとし、時には激しいけんかも行われたという。けれども現在では一ヶ所で行われている。火祭りには、年中家庭で使う火を、一つにまとめて浜で燃やすという意味あいもあるらしい。若衆が浜で点火した芝木の火をハサバ(網干し棒)で撥ね上げ、火勢の高低を競い合つて一年の大漁

		<p>若水汲み</p> <p>宮篋り</p> <p>初参り</p>
<p>を折念、地区民はその火にあたり息災を願った。ジロヤタロヤ（御神火移し）で持ってきた火で、前浜に積んであるツバキの一部に火をつける。夜明け近くに、皆で伊勢音頭を唄い、トツリアイが始まる。昔、漁師の一年の豊漁祈願の祭りであった。</p> <p>大晦日の夜十二時を過ぎて若水を汲みて神に祭る。アタラシキが終わって、十二時〜十二時半にない桶を夫婦で吊り、無言で近くの井戸へ行って三つるべ酌み上げて桶に入れて振り、先ず神棚に若水を上げる。汲んできた水を茶碗に一杯、一週間神棚にあげた。七日にこの水と、神棚にあげてあるオニサエギで、御飯を炊く。七日は、フクビラキ又は、フクヒロゲという。現在では井戸水ではなく、水道水を使うところが多い。汲んで帰るまでは夫婦以外は話をしてはならない。若水揚げがすむと明け方の火祭りまで、台所で、家族の者が仮寝の形でまじろむ、これを桶を積むと呼んでいる。</p> <p>昔、新暦の大晦日の晩から朝にかけて、夜通しで伊勢神宮へ徒歩で詣でた。トツリアイを旧正月に行っていた頃は盛んだったが、それが新暦にかわり、日が重なるため行かなくなつた。現在は行く人もいる。徒歩ではなく、今は車を使っている。</p> <p>大晦日の晩より元日の朝まで老婆等村社に宮篋りする。</p> <p>一般の風習という訳ではないが、元日早々村社に参る。</p>		

二	<p>マラソン 大会</p> <p>初寄り</p>	<p>正月二日午前九時に、各組では組長宅にその組の各家の戸主が總べて集まり、新年の計画を聞いた。後任の組長や大船頭を選出した。船越のその他役員の見学を行ったり、各種団体に対する要望をまとめ、生活改善などについての話し合いを取り決める。古来、村の重要行事であり、具体的には村の共同事業としての道普進、登茂山の植林計画、それ等についての人足の相談、地下網の網造り、その他生活改善についての取定めを行つた。現在では組長宅が小さい場合は、公民館や民宿を使っている。毎年行われている。</p> <p>旧暦二日は、午後三時頃が干潮となるので、海苔と布海苔の採取を始めた。海女の口あけは二月八日である。磯明けと海女の口あけの関連は詳やかではない。</p> <p>神棚にサザエを一、二個供え、焼き餅を仏壇に昼、供える。昔、子女は、その日位しか、餅などを食べられなかった。</p> <p>百姓の行事。餅一切れと、懸の魚一切れを持って畑へ行く。畝で土を起こして畑の神をまつる。これは、畑の神様の為に行われる。下肥を畑へ持つて行く人もある。現在は行われていない。</p> <p>七草粥を作つて食べる日。粥には春の七草と、餅が入れられる。年越しに用いた豆まき用の炒豆を、家族の年数だけ入れて煮る家もある。七草も今は菜葉か、大根ぐらいになり、七草粥も次第に忘れつつあるが、現在、行う家もある。</p>
三	<p>磯の口あけ</p>	
五	<p>福広げ</p>	
七	<p>七草</p>	

十四	宮籠り	現在には行われていない。
氏神様の祭日	シチグセ ヤグセ フクヒロゲ	煙へ下肥えを桶でかついで行き、まく。又、煙のすみに鏡餅を供える。これは煙の神様のための行事である。(農業)
十一	井戸替え 金比羅さん の祭日	井戸神信仰参照 漁業関係の行事。
帳繰じ	帳繰じ	鯉船の船主が大帳幅を繰じて恵比須に供え、水夫や親戚を招待し祝宴をする。船主は浜の渚の石の上に洗米と神酒を供えて、海上安全・大漁満足を祈る。「ハラエンヤ」ともいう。現今真珠養殖業者には、この帳繰じを行い家庭内で祝いをする家もある。今はやっていない。
十三	虚空蔵菩薩 縁日	堂の本尊虚空蔵菩薩の初縁日である。像は室町時代の立派な仏像であり、船越には、古い仏教として、虚空蔵堂があって仏教信仰の中心であった。また尚什物として貴重な文化財である。虚空蔵堂の東隣に、金比羅大権現が祀つてある。百万遍珠数が繰られ念仏を唱える。
十四	虚空蔵堂の祭日	お堂の祭日で仕事休み。村の人達がお堂へお詣りする。以前は、甥・姪が、オバ(父方母方共)へ、ミヤケモンといつて、菓子等を贈つた。(農業)
一年間、海で事故がないように、船越神社でおばあさん方だけこもる。皆で御馳走を食べ、歓談する。(海女)	仕事休み(農業)	

二	初旬	十五	釈迦涅槃会 乗り込み (海女)	寺院で釈迦入滅追悼式を行う。
初午厄落し	子安地藏 さんの日	十六	総会 念仏始め (海女)	念仏始めと云うのは何処の土地でも行われている。船越では今は梅花講の人々が集まって、和讃や詠歌を奉詠している。
二十	二十日正月 子安さんの祭日	十八	不動さんの祭日 大般経を 読む日 大般若祈 とう会	仕事休み、この日だけは絶対に仕事に出ない。この日畑へ行く、悪い神様に会うという。(農業) 仕事休み、悪い神様を追い出すために大般経を観音様の祀つてある所で読む。またこの日、年寄りが大きな数珠をもって村をねり歩く。(農業)
二十八	仕事を休み、簡単な御馳走をする。 子安観音の縁日。明治四十年に船越神社に合祀されたが、正月二十八日には子安祭りとして、今も船越神社に於いて祭りが行われている。船越では観音さんが神さんになっている。各個人で神社にお参りする。おばあさん方は観音さんでこもる。	大般若会は、旧は地下役場が主催して虚空蔵堂で行われていたが、一時漁業組合に引き継がれたが、現在は祥雲寺で各種団体や特別有志の人たちによって行われている。祈とうが終わると「奉修大般若経家内安全祈所」の護札が各戸に配布される。		

三	三
三	下旬
桃の節句 雛祭り	山の口あけ 大寒 節分
春の彼岸 特に祝う事はしない。 女の子の節句。雛人形を飾る家がふえてきている。昔は嫁が生家の両親に、親樽と言ってお米を	十一才、女子は十九才、三十三才を厄年と云って、現今は神社に集まって神職のお祓いを受ける。戦前は親戚、知人を招いて盛大な祝宴を開き相당한散財をする風習があった。祝宴中、終りに近くなつた頃に、立踊りと云う特種な不礼踊りが始まり、照明を消して鍋墨を誰彼なく顔へ塗りつける。それで厄が落ちた。夜中に神社と虚空蔵堂に、お参りして、途中の三叉路で、錢と米を落す、即ち厄年である。 昔は大豆の莖を燃料にしてホウロクで大豆を三回に分けて煎た。同時にその火でアラクサイワシを焼いた。アラクサイワシとは、二股の木の枝にイワシを刺したもので、焼く時、「アラ、クサクサ、ペイペイ」と唱え、良い匂いがすると良い事があるといわれた。このイワシを玄関、勝手口、座敷先など、屋外へ出る部分に立てた。 カンモチを搗き、あられにする。以前は、数軒が寄り合い、五丁も六丁も杵を入れてついた。その他、餅は、元旦の二三日前の日柄の良い日に、供え物用につかれる。白餅のほかにトキビモチ、キビモチ、アワモチなども搗く。 春秋の両彼岸には山の口あけが行われた。今は過去の語り草となったが、過去は重要な生活行事であった。この行事は船越女の競闘技でもあった。 寺と墓へナノハナを持って参る。

五	四
五	八
菖蒲の節句	花祭り 鯿網 メタネ ハタキ
男の子の節句。鯿職りが立てられるが、最近では武者人形が飾られるのは現代化である。長男が生	浜まつり 重箱に入れ桃の花枝を少し添えて贈る習わせがあった。産婆さんにも同様にした。 一月十四日と同様に御馳走する。御馳走は、小屋仲間の会長の家で行われる。前浜に於いて行われる。青竹四本を立て、祭壇を設けて神職が行う。これは海女のまつりである。また、アブサケの浜にてメタネ撒きが行われる。メタネとは白米を酒に一夜浸漬したものを臼に入れて餅のように搗いて小さく丸めたもので神に供える米餅である。 米を一日前に浸し、翌日酒と一緒に杵でつき、ダングを作る。そのダングのことをメタネといい、浜と舟で祀る。浜では、神社に納めてある棚を出し、メタネ、鮑、先米、ワカメをその上に供えて、桶宜にお祓いをしてもらう。 三月の彼岸から、五月初め頃迄が漁期である。昔から地下網と云って、村共有の鯿取大敷網があり、村民が総べて参加して楽しむ漁業であった。終戦後は漁師も、網もなくなつてしまった。今はやっていない。 仏誕会。国府の国分寺参りは船越でも随分はやつた。村では寺で甘茶をもらつて先祖様に供え、又甘茶で墨をすり、紙に「昔より卯月八日は吉日よ神下げ虫を成敗せする。」と書いて戸口に貼つて虫よけとした。旧暦八日には、八日麦と云つて早い麦が色ずき、刈り始めるので、農繁期の先ぶれでもあった。

八	六	笹舟流し	<p>は花火の打場、プロ芸人の上演等、その都度、住民の娯楽が計画されている。昔は宮の境内に歌舞伎の舞台があり、村中の人々が歌舞伎や長唄を行ったり、演じてもらったりした為、組長はその準備に一ヶ月も時間をとられた。海女は、一日ずつの水揚げに応じた金額を奉納して、それが芝居の費用に使われた。毎年役者を呼んで歌舞伎をやっていた。今は歌手を呼んで公民館で歌っている。</p>
七	笹舟流しと 盆節期	<p>北の大川で前浜に向けて笹舟と共にキキヨウやナアシコなども添えて流した。これは七夕と精霊迎えが一つになったものだとされている。七日から十二日…七日には昔は、大川の下で笹舟流しが行われた。笹舟と共に桔梗、刈藁、撫子なども添えて流した。これは七夕の行事と精霊迎えとが一つになったものだと思う。十二日を盆節期と云い、質借関係の決済とか、中元の贈答、供物等この日までに行われる。十二日の盆節期は今も行われていない。</p>	
七日盆	<p>午後二時頃から、シンモ(新亡者、前年の盆からその年の盆までに亡くなった人)の家族の一人が祥雲寺に集まり、僧の誂経のあと、三十三番御詠歌を唱え、シンモを供養する。シンモの家では、精霊棚を作り、二十日迄仏を祀る。この棚は、前浜で消却する。また、シンモの家へ七・十日の間に知己・友人が御仏前を持っていく。この御仏前は、大念仏や盆踊りの費用になる。夕方には各家庭で笹舟を作り、その上に稲穂とカルカヤを添えて流す。そうすると十三日には笹船に乗って先</p>		

十三	水向け・ 精霊迎え	餓鬼棚	供え物	大念仏	盆踊り	<p>祖の霊が帰って来るといわれる。八月十三日午前九時、祥雲寺の施餓鬼会に参詣して精霊に水を手向けるので、水向けと云う。水向けには、ミシヤゲ花を用いるのが風習である。ミシヤゲ花は二、三本を一束にして、白紙で根元を巻いておく。水向けをすまずと、家に精霊を迎えて飯る。家に飯ると、仏壇にお水供えする。お水には「水の子」と云って里芋のずいきを刻んだものが、浮かしてある。「オチツキ」といつて牡丹餅や黄な粉餅、アラメ菜この他カラノカガミ(ところてん)、素麺、野菜の煮物、味噌汁、テンジ(ヒジキ、ナス、カボチャの酢味噌和え)などを取り替えて供える。</p> <p>餓鬼を供養するために、各家の門の脇に棚を設け、水・線香・食べ物(はた餅等)、ミシヤゲ花、シキミを供える。</p> <p>十三日から十五日…仏壇の盛り物台に好きな物を供える。生物は供えず、海へ流す。一日三食と夜食を供える。</p> <p>十三日の午後三時頃から、現今は祥雲寺の境内でシンモの家族・親戚によつて大念仏が始まる。境内では新亡家の人々が、大きな輪になつて、傘ボク、焼香台、蓮花、茶場と云つた順に踊り、寺の境内を廻る。午後四時頃から五時頃まで、寺の境内において、シンモの家族・親戚主催で行われる。</p> <p>十三日から十五日…シンモの家が主催して、昔は前浜で行われていたが、現在は自治会広場で盆踊り保存会が中心となり、新亡家が応援して午後八</p>
----	--------------	-----	-----	-----	-----	--

	十四	念仏モウシ
送り施餓鬼 と精霊流し	十五 茶屋念仏	暮参り
<p>時頃から始め夜半まで続くが、踊りを奨励する意味で仮装に賞金が付けられている。現在は踊り方は一種類だけが、前浜で行っていた頃は、ナカオドリ、ホンオドリ、ナカホンオドリ等と幾種類もあった。</p> <p>夜中の二時頃から僧がハカに行き、ハカにうろついている先祖の霊を家へ送り込むために読経する。この後でないとい、人々はハカへ詣でることができない。四時頃には、人々がハカに詣り、帰宅すると、各家庭で念仏を唱える。シンモの家では、親戚縁者が集まって念仏を唱える。</p> <p>早朝に一家全員が暮参りをする。</p> <p>日中詣りの後、シンモの家の女性が本堂の紙の位牌の前で住職と共に般若心経を合誦する。その後説法があり、茶を飲むと、彼女達によつて皆、そろつて三十三番御詠歌を唱える。その間に一人ずつ焼香する。御詠歌が終ると茶を飲みあつて終了する。</p> <p>各家で線香一把に火をつけて、西瓜を詰めた重箱と一緒に海へ流す。</p> <p>昼ごろから各家の女性一名がシキミとオーノキの樹皮をむいて乾かしたものを三・四本と生米、米粉団子、菓子等を入れた重箱を携えて寺へ来る、本堂奥の先祖の位牌に供え物する。それから、ラントウバにお供えして詣る。</p> <p>茶屋念仏のあと、本堂の人々はそのまま残り、境内に一般の人達が集まると午後五時頃から送り施餓鬼が始まる。昼前にミヤゲ団子や麻殻の杖を持つて、祥雲寺へ精霊さんを送つて行く。その</p>	<p>各家で線香一把に火をつけて、西瓜を詰めた重箱と一緒に海へ流す。</p> <p>昼ごろから各家の女性一名がシキミとオーノキの樹皮をむいて乾かしたものを三・四本と生米、米粉団子、菓子等を入れた重箱を携えて寺へ来る、本堂奥の先祖の位牌に供え物する。それから、ラントウバにお供えして詣る。</p> <p>茶屋念仏のあと、本堂の人々はそのまま残り、境内に一般の人達が集まると午後五時頃から送り施餓鬼が始まる。昼前にミヤゲ団子や麻殻の杖を持つて、祥雲寺へ精霊さんを送つて行く。その</p>	<p>慰霊祭</p> <p>二十日盆</p> <p>八月二十日には青年団を中心に相撲大会が催され、若者達(青年団員や中卒以上で村に住んでいる若者、消防団員等)が参加する。又、天気の良い時は盆踊りも行つが、シケ時期に入るので、行わない年もある。盆の最終行事でキリコ、灯籠を前浜で焼却し、盆踊りも短時間行われる櫓も取り除かれる。</p> <p>大きな一つの珠数を繰り回しつづつ念仏を唱える法会で、虚空蔵堂から地区内を一巡し、主な辻で参集した人々が珠数を押し込んだ念仏を唱え息災を祈念したが現在は廃止された。九月</p>

九	九	二十
九	節句	慰霊祭
<p>百万遍法会</p> <p>法会で、虚空蔵堂から地区内を一巡し、主な辻で参集した人々が珠数を押し込んだ念仏を唱え息災を祈念したが現在は廃止された。九月</p>	<p>二十日盆</p> <p>八月二十日には青年団を中心に相撲大会が催され、若者達(青年団員や中卒以上で村に住んでいる若者、消防団員等)が参加する。又、天気の良い時は盆踊りも行つが、シケ時期に入るので、行わない年もある。盆の最終行事でキリコ、灯籠を前浜で焼却し、盆踊りも短時間行われる櫓も取り除かれる。</p> <p>大きな一つの珠数を繰り回しつづつ念仏を唱える法会で、虚空蔵堂から地区内を一巡し、主な辻で参集した人々が珠数を押し込んだ念仏を唱え息災を祈念したが現在は廃止された。九月</p>	<p>慰霊祭</p> <p>二十日盆</p> <p>八月二十日には青年団を中心に相撲大会が催され、若者達(青年団員や中卒以上で村に住んでいる若者、消防団員等)が参加する。又、天気の良い時は盆踊りも行つが、シケ時期に入るので、行わない年もある。盆の最終行事でキリコ、灯籠を前浜で焼却し、盆踊りも短時間行われる櫓も取り除かれる。</p> <p>大きな一つの珠数を繰り回しつづつ念仏を唱える法会で、虚空蔵堂から地区内を一巡し、主な辻で参集した人々が珠数を押し込んだ念仏を唱え息災を祈念したが現在は廃止された。九月</p>

十四	海女の磯上り	十五日からアワビの禁漁期に入るので、磯小屋仲間の海女達が慰労を兼ねて上がりの御馳走をして祝う。十六日には青峰山へ礼参りをする海女もいる。 この日から鮑の禁漁期に入る。 漁が終わった翌日、総会：漁業組合で行われる。上り礼詣り：青峰山正福寺に、漁の礼として詣でる。上り御馳走：海女小屋仲間同志で御馳走を食べる。というような行事が行われる。(海女) 青峰山へ礼参りに登る海女もある。 秋分の日を中日としてヒガンバナを持って寺や墓へ参る。 春と同様に行われた。
十五	口がとまる日	旧曆十月十五日はボタモチを作ってお月さんをまつる。この月は神無月といつて神方立ち、神の方婦りの宮籠りをなす。(一日及月未)
十六	秋の彼岸	牡丹餅を作り、イモ、オミナエシ、ススキなどととも月に供えてまつる。
二十	山の口あけ	船越神社の例祭。昔、船越神社は伊勢神社に賈をあげていた。
二十五	お月さん	十一月中の吉日、隣り組が輪番で神をまつり、馳走を作り牡丹餅を配っていたが現在消滅した。
二十八	例大祭	火替えの日に隣の組が寄合つて、食事をした。セコとは小道のことであり、セコで区切られた家組で、ヒマチをするからそう呼ぶ。
三十一	月祀り	船越神社の籠殿で老婆たちが夜ごもりをして神楽火をたき、祝い唄を歌って神迎えをする。一般の家では里芋汁、油揚げ、豆腐、煮物等を作り、赤飯を炊いて神をまつったが現在はこの風習も
十一	世古待ち	
一	霜月ひいて	

七	山の神	薄れてしまった。霜月朔日と称し各戸休業神を祭る、特に女の人の休みとして宮参り宮籠りを行う。 志摩は各地区共、山神の信仰が濃厚である。赤飯を「ワラゼト」に盛り、その上に魚の一切れ、油揚げをのせて山の神をまつりに行く。その行き飯りは人についても言葉や掛けのない風習が守られている。本月中婚礼の式などをあげる。 最近十年位の間、神社のお札をもらいに神社へ来て、お神酒(白酒)を上げる。前浜の南のアサキという浜へメタネマキに行く。メタネというのは、本来ワカメの種という意味である。米を海に撒くと、供養になると考えて豊漁を祈ったものであるという。お蔵いは行わない。(海女) 神社に詣でる。昔は十一月一日、十年ほど前から十二月一日になった。
十二	霜月ひいて	
七	上旬 煤拂 冬至	夏、ナスびがなって、野菜として補給された残りが、台風シーズンになると、畑に枯れんぼとなって残されている。昔は冬枯れした茄子を神社に集めて焼いた。この火にあたると風邪をひかないといわれていた。
八	稲荷の祭日 ネコも三丈	オコク(赤飯)を薬包に包んで油揚げをのせて、稲荷さんへ持つていく。神社へ詣でる。 ネコまでも三丈出して仲間に入り、共に御馳走を食べるとした村人の親睦会である。この日は釈迦が菩提樹の下で座禅をして暁天の明星をみて悟りを開いた日である。その悟りによって衆生が救済されたと伝えられているので、互いに喜び

十三	小正月	<p>合うということからきている。船越ではその夜は藁麦切りをして食べる。</p> <p>正月への事始めで、藁萵、つばきを作り、「メタグラ箸（竹製）」を差して門口の近くに取り付けてまつる。この夜、堂では「そばがらみあい」と云う、若衆の遊び祭りがあった。</p> <p>この日から火番が廻った。昔は地区内を火災予防のために雇用された人が午後九時頃から翌朝三時頃まで回り、翌年二月末まで続く。</p> <p>二十四日から二十五日、家々はススハキ（大掃除）をし地区全体が餅搗きすることとなっていた。その夜は大番（石油缶を引つ張って火災予防を促すための番人）と云って、組長が火の用心に地区内を回って警護した。</p>
十八	火番の回り始め	<p>二十七日から二十八日、日柄をみて、「カザリシバハヤシ」と云って正月飾用の松竹、うらじろ、ゆづりは、えせぶ、等を山よりとる。</p> <p>窯の灰をかきとり掃除する。火替えは窯の神、三宝荒神をまつるのである。便所板、肥桶等不浄なものを前浜や浦海で洗って旧年の汚れを落とすた。</p>
二十四	餅搗き	<p>昔、十二、三才の男の子達が各戸を「エエヒカ、ワライヒカ（良い火か悪い火か）」と尋ね回り、「エエ」という戸口のオニサエギを集めて神社へ持つて行った。これをアカシ集めといい、一家に不幸があったときは「エエ」とは答えなかつた。</p> <p>午後、各戸から前浜へ（シバキ）を持ち寄り、世話人（組長）がどの家から持つてきたかチエックする。昔、南組と北組があり、それぞれモトヤ</p>
二十七	飾りシバハヤシ	
二十八	火替え	
三十一	オニサエギ	
	シバキ集め	

大晦日	<p>ゾウエンのシメナフ</p> <p>チロリン 参り</p>	<p>（元屋）があった。南北に分かれた若者宿の若者達が、赤い花襦袢にはでな頬かぶり、たすき等をして、三、四人で組んで「シバオクレ」と南は南の、北は北の各戸を回って歩いた。それでも足りないときは、若者が登萊山まで取りに行った。これをシバキタンモレといった。</p> <p>夜十時頃から、船越神社境内の保育所内に山の神の祭壇を祀り、大船頭一人、相船頭三人、組長十二人、漁業組理事等二十人余りによって行われる。その時各人、入口において、小指で塩水を振り撒いて清める。午前〇時が近づくと、大船頭と相船頭がちょうちんを持ち、もう一人の相船頭が、メタグラバシを持ち、「ゾウエン、ゾウエン」を連呼しながら組長が境内の木に注連縄をととりつける。シメナイが終わってからアトラシキが始まるまで、また酒宴が続けられる。注連縄には、シレ紙、シダ、笑門（エモン）と書いた札をつけ、女関にとりつける。これはジョーガケ（常掛け）と呼ばれ、一年中つけっぱなしである。家人が死ぬとはずすが翌年はまたつける。神棚には大晦日から一月十四日までつけ、十五日にははずしてボタモチを集める。</p> <p>昔、アカシ集めが終わると子供達は、船越神社と虚空蔵堂の間を、チロリン参りの歌を歌いながら何度も往復した。その後、若者達もチロリン参りをした。</p> <p>「年越し祝」が行われる。「鬼サイギ」を用意して置くと夕方から「芝木タンモレ」と云ってくる。「エーヒカ、ワライヒカ」と尋ねて「鬼サイギ」を</p>

豆撒き	集めていく。
年越し参り	新暦節分の日が旧暦の大晦日より遅い場合には行ったこともあった。
	「チロリン参り」とも言われた。現在は地区の世話人により子供達が主要道路を回っている。

五 祭り・信仰

1 神社

船越神社は、伊勢神宮のワケ（御霊を分けてもらったもの）で、現在船越内に住むほとんどの人が氏子である。明治四十二年にそれまで船越の各地に祀ってあった神々を、すべて合併して神社内に祀ることになった。祭神は、天照皇大神、豊受大神、応神天皇、猿田彦命、大山祇命、不詳四座である。氏子総代は組の組長が兼任している。任期は一年でその後は自治会の役員になる。

2 祭り

月	一	祭り	内容
日	一	アタラシキ	
			昔は大晦日の晩から元旦の朝、先導たちが各家に提灯を持って訪問し、その時に「アタラシキ」を門前で唱えた。家の人は、お金やお餅を渡した。現在は村の人が神社に集まり除夜の鐘が鳴る時に「アタラシキ」を唱える。三十年前頃から神社に集まるようになった。組長会が中心となり、参加者は村の六〜七割である。

七	七	四	三		
十五	一	八	五	二十八	火祭り
十三	浅間祭	花祭り	浜祭り	子安さんの祭り	
十四					山神のソウエン
天王祭					「トトツリアイ」という火祭り、魚釣を競い合うという意味。昔は漁師の網元たちが北と南の浜の二か所で火をたき大漁を祈願していた。現在では、一か所で行っている。参加者は青年団などが中心である。
					「ソウエン、ソウエン」といながら、しめ縄を作り神木に結ぶ。この時使う藁は船越に今はなく別の所から取り寄せる。参加者は自治会が中心である。
					安産の神として大事にしている。しかし、最近では子供を産む若い女性が少ないため、参加者は減ってきている。妊婦のいる家の年寄りなどが参加者である。これは民間信仰から生まれたものだといわれている。
					海女の祭り、浜にさざえなどをまき、さざえひろいをする。
					村では寺で甘茶をもらって先祖様に供え、又甘茶で墨をすり、紙に「昔より卯月八日は吉日よ神下げ虫を成敗する。」と書いて戸口に貼って虫よけとした。(教育)
					富士山の浅間神社と関係があり、船越でも富士山の祭りを行いたいという考えか行おうようになった。船越の北と南の一番高い山を富士山に見立て、はやし歌を歌いながら山を登った。戦後少し中断したが、約二十〜三十年前に観光行事として観光協会が復活させた。同時に海開きも行う。船越の大祭である。地芝居などが行われる。昔の芝居小屋は船越神社を使っていたが、現在では公民館のステージで行っている。

八	二十	慰霊祭	戦没者の遺族を神社に招き、神主が祝詞を読み、記念品などを渡す。戦後五十年を理由として組長会が主催を返上し代わって奉賛会が主催を引き継いだ。 伊勢神宮の祭りに習って行われるが、知らない人も多く、神社の役員などしか参加する人がいない。そのため、より多くの人知ってもらうための祭りの宣伝をしたり、招待状を送付し、又中学生に船越太鼓を演奏してもらったり、境内で甘酒を振る舞ったりする。
十	十八	例大祭	
十二	十一	霜月ひいて	昔は旧暦の十一月一日に行っていたが、現在では旧暦を知らない若い人が多いため約十年前から新暦の十二月一日に行うようになった。この日は出雲の国から神様が帰って来る日で、神社へお神酒を持ってお参りして、お札をもらって来る。

3 奉賛会

船越神社の支援組織で十五、六人で構成され、老年の者が多い。一九九五年の三月に呼びかけ今年の四月に発足した。船越の人々、特に若い世代に神社に対する関心を持ってもらい、人々の心の拠り所となるような神社本来の在り方をもう一度取戻し地域の精神的・文化的な活性化を目指していく。八月二十日の慰霊祭の主催を組長会から引き継いで行い、将来的には他の祭りについても積極的に取り組んでいく。

5 民間信仰

・庚神講 悪霊などが入ってこないように、村の境界線の所に

石の塔が立っている。

・船霊 船越神社の分け御霊を御札に頂き、それを船の神棚に飾る。昔、船越にも鏝船、小型の貨物船といった大きな船があった頃には盛んに行われていたが、現在ではそういった船がなくなつたため、ほとんど見られなくなつた。

・お稻荷さん 祥雲寺の下に祀っており、他にも三、四か所ある。昔はわらであんだお皿に小豆御飯と油あげをのせてお供えをしたが、現在では、船越神社に合祀されたため神社にお参りしている。

・井戸神 井戸に石を置いて祀つてある。大晦日には、夫婦そろつて正装して山へ水を汲みにいき、その水を神棚に若水としてあげていたが、現在では山にはいかず、水道水をあげている。

資料1 船越神社縁起

三重縣志摩郡船越字山際八百六拾壹番地鎮座 村社 船越神社

一、祭神 天照皇大神 豊受大神 應神天皇 猿田彦命 大山祇命 不祥四座

一、由緒 勸請年月不詳明治九年拾月船越神社ト改稱舊社ハ船越御厨ノ神明社ナリ船越御厨ト稱スルハ即當村ニシテ皇大神宮傳來ノ舊記建久年中行事神鳳抄及び其ノ他ノ古典ニ東船越御厨ト稱スルモノ是ナリ當村既ニ神宮ノ舊御領タリ故ニ御厨ノ神明社ヲ以テ一邑ノ産土神トス中古船越左衛門ナル者之ヲ領シ尋テ九鬼内藤諸氏ノ版圖ニ入り竟ニ稲垣氏ニ至ル迄所謂鳥羽領トナレリ然レ共猶往昔神贊獲ノ古式ヲ保存シ皇大神宮毎年六月十二月月次祭由貴大御饌九月神嘗祭由貴大御饌ノ神贊トシテ生魚ヲ漁リ之ヲ神宮ニ貢進ス抑々神宮御領ニハ往代ヨリ神明社ヲ祭祀スルヲ通典トス則當社ハ其ノ類ナルヲ中世一

般ヲ遂ヒ門戸ニ舊民將來ノ子孫ヲ表シ産土神ニハ牛頭天王ヲ配享シ末ヲ執リ
本ヲ遺シ且ツ神明社ノ祭ハ天王祭ノ華盛ニ如カス愈天王ヲ以テ本祀ノ如ク憶
フルニ至レリ故ニ明治四年牛頭天王ノ誤稱ニ泥ミ津島社ト改號セシラ後其ノ
典故ニ悖ルヲ識リ明治九年拾月更ニ官准ヲ得テ船越神社ト改稱明治四拾年拾
二月五日境内社若宮神社宇城山無格社八幡神社宇愛神無格社愛神神社宇大田
無格社山神神社宇山際無格社秋葉神社宇五人畑無格社七本松神社宇御領無格
社丹古志神社宇三高山無格社御費島神社宇合祀スルノ許可ヲ受ケ拾一月二拾
日合祀祭ヲ執行セリ」 明治四年七月社格ヲ村社ニ定メラル」 例祭ハ毎年
明治拾九年拾二月二拾五日三重縣告示第三百八十號ヲ以テ神饌幣帛拜供進指
定」 村社トナル

- 一、社殿 本殿 御門 拝殿 鳥居 神饌所兼祭器庫社務所
- 一、境内 六百三拾二坪 国有地
- 一、氏子 四百七拾六戸

資料2 七本松神社に関する考察（山際新右工門記）

船越字五人畑一三〇一番地、古地図に赤く塗り村有地であることを示して
いる。（一畝六歩と六畝十七歩、二三三坪）ここが七本松神社跡であった。

七本松神社は明治四十年船越神社に合祀されたので、この時、お馬の蹄跡石
（オウマノアシアト）を七本松から運んで、今も船越神社に祭祀されシメ縄を
かけて神格化している。七本松と云う、七について、七と云う数は吾々にの生
活の中に色々と關係を古くからもっている。正月の七日、七日の山の神、誕生
とお七夜、七月七日の七夕、死んだ時の初七日、七七四十九日、七五三、等ま
で続いているが、遠く小アジアの地からも原始人が続いている数の信仰であ
る。SEVENの丘、この地に七本の松の太木があったと古老はいう。

祖霊をまつるに三十三年を過ぎると墓地にタモの木の枝をたてる（魂の木）

風習のあるところがあるし、四十九日に生木を立てるところもある。
七本の巨木をもって、天と地に通ずる祖霊の交合が行なわれて、生ける者と
冥界にあるものとの語らいが行なわれたのである、巫女（かんなき）の存在に
よって証されると思う、又巨木信仰にも通ずるものである。

馬蹄石、「お馬のあしあと石」と呼んでいる、高さ一・五〇米、直径一・三〇
米位の丸石である、その表面に二ヶ所随円形一〇cm×六cm、位の浅いくぼみ
があるところから、お馬の蹄石と云われている。「船越奇談」には天智天皇が志
摩の地に巡幸された時のお馬の跡であると書いている。（キゲンである）

この石も私は立派な神礎石（こうごいし）の一つであり巨石信仰の現れと同
時に原住民の神の座であったものと思う。この石を通じて、神は昇り又神は天
降ったのである。

石の前に巫女は坐り、侍人は円をつくり、木鐸や銅鐸を叩いて、或はかき鳴
らし、帛を振り、木の枝に大麻をつけて、これをかざして、アモレヤアモレと
舞って折つたものである。巨石が神の座であると共に、この七本松の地は、北
は波切の高台に続き、南は志摩半島を一望に眺めることができ、東は遠州灘
を、て富士山が見え、西に朝熊山嶽を経て伊勢神宮を拜する場所である。

船越の原住民は此処を聖地として、祖霊交合の丘に神礎石（男根石と見るこ
とも出来る）をまつり、天の神、地の神に生活のすべてを折つたのである、七
本松神社と云うのは後日（伊勢神宮が出来て後）の名で、以前から信仰の丘で
あり神聖の地であったと思う。

時代的に云うなら、おそらく、縄文、弥生時代からと見ても古すぎはしない
だろう。六、七世紀の石室古墳がこの七本松の地から三〇〇米以内に五ヶ所も
あったのを見ても、ここに原住民残存文化があったものと見てよいのではな
らうか、近辺の畑から須恵器の破片を拾っているし、石斧、石鏃も見つかつて
いる（佐々木先生所有）。

七本松の丘から南へ約三百米下った所に、舟古志神社(子安観音を祀る)即ち子安さんの谷がある、これも明治四十年に廢社となり一四〇番地の三として現存している場所は昔の三分の一になって、国道二六〇号改修工事によって、跡形はなくなっているが、今から七〇年前までは、旧正月二十八は子安さんの祭として、前島全体の信仰を集めていたもので、盛大な祭と市が立ったと云う。

場所的に南に神宮寺の丘陵地と北は宇御領の丘陵があり、その境の谷に子安さんの地があった。谷の奥に岩清水の湧き出る がある、即ちここに子安観音を祀ることは、人間本来の原始宗教に結びつくもので、船越原住民は、七本松神社(男神)と子安神社(女神)を信仰の中心として、生きて来たのであり、産土神はここに在ったものである、と云うことが出来る。

以上、七本松神社と子安神社についての私見と一考察を拙文にしたが、諸兄の御示教を得れば幸甚である、よろしくお願いします。 昭和五十三年十月

六 船越の真珠

1 船越における真珠養殖の歴史(戦前編)

日本において真珠の養殖が始められたのは明治二〇年代前半であり、始めたのは天然真珠を販売していた海産物商人(真珠仲買人)であった。真珠仲買人には常に、天然真珠に特有の「産出量の少なさとその不安定さ」という悩みがあり、この悩みを解決すべく、自ら養殖するようになったのである。

この頃、真珠の養殖に成功し、その企業化を推進したのが御木本幸吉氏であった。当初、彼はウドン屋や海産物取引を行っていたが、半円真珠を作る特許を明治二八年に取得したことにより、真珠養殖業に転職することになった。その後、真円真珠

を得るための研究を行うのであるが、西川藤吉氏や見瀬辰平氏らが先に成功し(明治四〇年)、後れをとるようになる。しかし、大正五年に「全冠式」と呼ばれる独自の技術に成功し、特許を得たのであった。このようにして、御木本氏により真珠養殖技術の基礎が作り上げられたのである。

船越で初めて真珠の養殖に成功したのは中村吉助氏とされているが(明治三六年)、彼もまた海産物商人であったと言われている。

船越は、元来カツオを中心とした沿岸漁業の村であったが、かつてから網元的存在であった資本家の衰退や大正二年に起こった船越サンマ漁船遭難事故により、多くの漁民が沿岸漁業から手を引くことになった。その後、彼らは様々な職業に転職するが、当時は真珠養殖を始めるには多額の資本が必要だったことから、漁民からこれに転職できる者は存在しなかった。資本がない者でも真珠養殖業を始められるようになるには、御木本氏の特許が切れることと、深谷水道が完成するのを待たなければならなかった。

明治三四年に「漁業法」が成立し、同四三年にその一部が改正されて、いわゆる「明治漁業法」となり、これに伴い水面を区分してなす漁業に「区画漁業権」という新たな権利が付与されることになった。つまり、真珠養殖業のような「水面を区画してなす漁業」がひとつの権利として認められるようになったのと同時に、規制の対象ともなったのである。

船越は英虞湾の最奥ということから潮の交流が悪い地域であり、真珠養殖業にとっての地理的な環境としては決して良い場

所ではなく、現に大正一五年には、冷潮により英虞湾の真珠貝が壊滅的な被害を受けるという事件が起きている。これらの問題を解決すべく、船越村（現在の大王町船越）と片田村（同じく志摩町片田）の境に、水路（深谷水道）を掘削する事業が昭和六年から始められ、翌年これが完成したことにより外海と湾が結ばれ、潮の交流が可能になったことから、船越において真珠養殖を始める者が多く出現することになった。

真田真珠の技術の成功（大正五年）に伴う『地まき式』からイカダにつるす『垂下式』への移行は、漁師と真珠養殖業者との間での海区をめぐる争いを引き起こすことになる。船越においては、昭和七年までは真珠養殖業者がイカダを出すには湾を総有的に支配していた漁師たちから個人的に許可を得るだけでよかった。しかし、深谷水道が完成するとイカダを浮設する者が殺到したため、同年十一月、船越村漁業組合の総代会は、イカダを新たに設置する場合は本組合に申請し、許可を得なければならぬことを決定した。

昭和八年以降、船越における真珠養殖業は順調に成長していたが、太平洋戦争の気配が近づく昭和十五年、人員や資材の不足・節約により船越において真珠養殖業が禁止されるに至り、本格的に発展するのは戦後になってからであった。

2 船越における真珠養殖の歴史（戦後編）

戦後、GHQは真珠を扱うことができるのを大手六社に限定し、その他の者による真珠の養殖や販売を禁止したが、この政策は昭和二十四年十二月をもって廃止となった。

同年、現行の『漁業法』が制定されるが、この法律の最大の目的は、漁村に残る封建的色彩を改め、より民主的なものにするにあった。漁業法が規定している漁業権には、**定置漁業権**・**区画漁業権**・**共同漁業権**があるが、この中で**共同漁業権**と**特定区画漁業権**（真珠母貝養殖など）は「**組合管理漁業権**」と呼ばれ、免許を受けるのは漁協などの団体である。一方、**定置漁業権**や**特定区画漁業権**以外の**区画漁業権**（真珠養殖など）は**経営者免許漁業権**または**自営漁業権**と呼ばれ（漁業法十四条二項）、免許を受けるのは個人（漁業などの組合員に限定されない）となっている。（十四条他）

真珠養殖が個人免許とされた背景には、当時の大手真珠養殖業者の圧力があつたと言われている。つまり、真珠養殖が**特定区画漁業権**（**組合管理漁業権**）とされてしまうと、組合員たる資格要件を満たすことができないう大手養殖業者は真珠を養殖することが法的にできなくなってしまうからである。

漁業法の制定などに伴い、個人で真珠の養殖を始める者が多く出現することになったのであるが、この頃の真珠養殖業界の経済的基盤は脆弱なものであり、それを補うためには金融機関からの資金調達が不可欠であつたが、業界にはそれを担保できるだけのものがなかった。そこで、真珠養殖業を保護する法律を制定することにより、融資を受けやすくするべきであるとの声が高まり、これを受けて真珠業界では真珠事業立法推進委員会を結成し、日本真珠振興会（東京）に本部、関西真珠協同組合（神戸）および真珠養殖漁業協同組合（三重）にそれぞれ支部を置き、本格的に立法推進活動をした結果、昭和二七年に

『真珠養殖事業法』が制定されるに至り、これにより金融機関の協力が得られるようになったのである。

船越においては昭和二十七年に水産業協同組合法（昭和二十三年制定。通称『水協法』）に基づいて「船越村真珠組合」が設立された。この頃はまだ全国的に真珠養殖業者数が少なかったことから、この組合の最大の目的は全国の真珠組合との連携であり、組合の姿勢としては、村よりも全国を向いていた。

漁業法に基づき申請者に対して三重県から初めて区画漁業権の許可が出たのは昭和二十七年であり、それ以降、業者の数は増えていくのであるが、イカダを多く出し過ぎたため密殖状態となり、それによる酸欠で貝が死ぬという被害が出たため、昭和三十三年に三重県真珠養殖事業条例（通称『イカダ条例』）が制定され、イカダの台数を規制する方向へ動き出したのであった。

真珠養殖は天災に大きく左右される業種であり、真珠養殖の歴史は天災との戦いの歴史と言っても過言ではない。その天災が、昭和三〇年前後に立て続けに志摩半島を襲うことになった。まず始めに『十三号台風』（昭和二十八年九月）である。三重県全域を荒らしまわり、真珠養殖は全海域にわたり被害を受けた。この時、船越は六百万円の災害融資金を受けている。次に『伊勢湾台風』（昭和三十四年九月）である。この台風により志摩地方から紀州地方にかけての真珠養殖は大きな損害を被った。船越では全体の三割弱の貝が被害を受けている。最後に『チリ地震津波』（昭和三十五年五月）である。所有するイカダのほとんどが流されてしまうなどして、船越全体の七割以上の貝が被害を受けるといって、戦後最大の損害を受けた（『大王町史』四四一頁）。

昭和三十六年四月には、「船越村真珠組合」を改め、「船越真珠養殖漁業協同組合」（以下、「船越真協」という）が発足した。前者と後者の最大の違いは組合の姿勢にある。この頃になると真珠養殖を営む者が全国的に増えてきており、産業として安定してきたことから、これからはそれぞれの地域ごとに独自に運営していく方がよいということで、これまでの全国を向いた姿勢から、自らの地域を向いた姿勢へと方向転換したと言われている。なお、現在において船越真協の組合員になるためには、「その地域に住んでいること」や「真珠養殖免許を持っていること」などの諸条件を満たした上で、イカダ一台につき五千円の出資金を組合に支払うことが必要である。さらにイカダを浮設するためには一台につき五百円を県に支払わなくてはならないことが条例によって決められている。

昭和三八年から四五にかけて品質の悪い物が過剰に市場に出回ったため真珠業界は不況に陥った。品質の悪い物が出てきた一番の理由は「超過供給」とされているが、それでも世界的に景気が良ければ売れるものの、この時は真珠の主要な輸入国であるアメリカの景気が悪かったため、真珠業界の不況の度合いは深刻であった。

昭和五三年に真珠の値段が戦後最高となり増産に拍車をかけるが、再び密殖状態となり、品質が低下していった。

八十年代後半のいわゆる「バブル経済」の時期は真珠に対する需要も多く、高い値段で取り引きされていたため景気は良好であったが、バブル崩壊後、こんにちに至るまで真珠市場は低迷を続けている。

資料1 船越真珠養殖漁業協同組合規約

第一章（総則）

第一条 この組合の運営及び業務の執行に関する事項並びに組合員の組合事業に関する権利義務は、法令に基づく処分、定款、総会の議決その他別段の定めのあるもののほかは、この規約による。

第二条 この規約の変更または廃止は、総会の議決によつて行つて。

第三条 この規約の内容に疑義を生じたときは、その解釈は総会の決するところによる。但し緊急事項に関するときは理事会で決定し、次の総会で承認を得るものとする。

第二章（総会）

第四条 正組合員は、総会に出席したときはその旨を召集者に届出るものとする。正組合員が総会の中で退席しようとするときは、議長にその旨を届け、退席することができる。

第五条 準組合員は議長の許可を得て意見を述べることが出来るが、議決に加わることはできない。

第六条 組合長は出席人員を報告して開会を宣し、議長の選任を総会に諮るものとする。

第七条 総会の議事録には次の事項を記載し、議長及び出席理事全員がこれに記名押印する。

- (1) 総会の種類
- (2) 開会の日時及び場所
- (3) 召集者の氏名、通知した議案及び通知を發した年月日
- (4) 会日における正組合員数
- (5) 出席した正組合員数及びその内訳（本人出席、書面出席、代理人出席の別）

(6) 議事の経過の要領

(7) 議決した事項及び賛否の数

(8) 閉会の日時

第八条 議長は、議事日程に従い議事を円滑に進行せしめるとともに、議場の秩序を確立し、かつこれを維持しなければならない。

二、議長は、提出された議案について説明、討論、採決の順にこれを区分して議事を進めなければならない。

三、議長は、不穩当な言行等により議事を妨げると認めた場合は、その者に退場を命ずることができる。

四、議長は、組合員の発言を不当に制限してはならない。

第九条 議案は、すべて提案者がこれを説明するものとする。ただし、必要ある場合は、この組合の職員に説明させることができる。

第十条 予定された議案のほか、出席した正組合員は、二名以上の同意を得て動議を提出することができる。この場合には、書面をもつて記名捺印のうえ、議事の開始前に提出しなければならない。動議が提出されたときは、議長は定款第二十六条に掲げる以外の事項は、これを追加議案として総会に付議すべきかどうか議場に諮り、可決されたときは付議しなければならぬ。

第十一条 前条の動議の採決に、委任状による議決権は認めない。

第十二条 採決は挙手、起立、投票いずれかの方法によるものとし、その都度、議長が総会の意見を聞いて定める。

第十三条 委任状は入場の際に組合長に提出し、採決にあつて代理権者は、被代理者分を加え採決に応じなければならない。

第十四条 議長は、書面決議を加えて採決の結果を宣言する。

第十五条 否決された議案及び否決または撤回された動議は、同一総会中再

び提出することができない。

第十八条 総会において必要と認めるときは委員を設け、議案の審議を付託することができる。委員は委員長を互選し、委員会の議決は出席委員の過半数をもって決する。委員長は、委員会の経過を総会に報告しなければならない。

第十七条 修正案が提出されたときは、議長はまず修正案について採決を行うものとする。修正案が二つ以上あるときは、その趣旨が原案に最も異なるものから順次採決する。修正案が否決されたときは、原案について採決を行うものとする。

第三章 (理事会、監事会及び委員会)

第一節 理事会

第十八条 理事会は、組合長が必要と認めるときこれを召集する。組合長は、理事の三分の一以上の請求があつたときは、理事会を召集しなければならない。

第十九条 理事会の議長は組合長がこれに当たるものとし、組合長事故あるときは、副組合長(総務担当理事)がこれに当たる。

第二十条 理事会を召集するときは、組合長は三日前までに日時、場所及び議案を各理事に通知しなければならない。但し、緊急やむを得ないときはこの限りでない。

第二十一条 理事会に出席できない理事は、その旨理事会の開催時刻までに組合長に届け出なければならない。

第二十二条 理事会は理事の半数以上の出席によつて成立する。理事は代理人によつて議決を行うことはできない。

第二十三条 理事の議決は過半数をもって決するものとし、議長は採決に加わらないものとする。但し賛否同数のときは、議長の決するところによる。

第二十四条 理事会は、下記事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席

した理事全員がこれに記名捺印する。

(1) 開会の日時場所

(2) 出席した理事の氏名

(3) 議事の要領

(4) 議決した事項

(5) その他、議長が必要と認めた事項

第二節 監事会

第二十五条 監事は互選により代表監事一名を選出する。代表監事は、必要に応じ監事会を召集し、その議長となるものとする。

第二十六条 監事会では、別に定める監査細則に基づき、組合の財産及び業務執行状況を監査するものとする。監査細則は監事会で定め、役員会の承認を得るものとする。

第二十七条 監事会は、開催の都度、下記事項を記載した議事録を作成し、出席した監事全員がこれに署名捺印するものとする。

(1) 開会の日時場所

(2) 出席した監事の氏名

(3) 議事の要領

第二節 委員会

第二十八条 この組合は、会務の円滑適正な運営を図るため、理事会の諮問機関として、下記の委員会を置くことができる。

(1) 共同販売委員会

(2) 災害対策委員会

(3) その他、理事会が必要と認めた委員会

第二十九条 委員会の委員は、理事会に諮つて組合長が委嘱する。

第三十条 委員会は組合長が召集し、議長は組合長がこれに当たる。会の運営に必要なときは委員会に諮つて運営要項を決めるものとする。

第四章 (業務の執行及び会計)

第一節 総則

第三十一条 業務の執行は、総会の議決を経た事業計画に従ひ、組合員の真

珠養殖事業及び組合員の生活に関する諸調査を基礎としてこれを行う。

一、前項に定める業務執行の円滑化のため、組合員はこの組合の行う諸調査に關して必要な資料の提供、その他の協力をしなければならない。

第三十二条 理事会が必要と認めたとときは、定款及び規約の範囲内で、別に業務執行の規程及び細則を定めることができる。

第二節 職員

第三十三条 組合は、業務の執行のため、若干名の職員を置くことができる。

職員の任免は理事会の協議を経て組合長が行う。

二、職員の任務及び事務の分担は、組合長がこれを定める。

第三十四条 職員の労働条件及び給与等は、別に定める規則、規程による。

第三節 信用事業

第三十五条 この組合は、定款第二条第一項及び定款第二条第二項の定め

により貯金業務及び貸付金業務を行うものとする。業務の種類・取扱いは、総会の決議、理事会の決定で定めるもののほか、別に規程で定めるものとする。

第三十六条 制度金融に基づく貸付金及び系統金融機関からの転貸による貸

付けの場合は、すべてその定めるところに従ふ。

第四節 販売事業

第三十七条 この組合は、組合員の委託により、浜揚げ珠を集荷し販売する。

受託販売にあつては、別に定める手数料を徴収するものとする。

第三十八条 組合は、生産者価格安定のため、組合員の生産する浜揚げ珠の全量を集荷するため努力しなければならない。組合員は、共同販売事業の推進に協力するものとする。

第三十九条 販売手数料を含め共同販売取扱要綱については、毎年総会に代わる全員協議会に諮り、理事会で決定するものとする。

第五節 購買事業

第四十条 この組合は、組合員の生産及び生活に必要な物資の供給のため、受託購買事業を行うものとする。購買手数料を含む購買取扱要綱は、理事会で定める。

第六節 利用事業

第四十一条 この組合は、次の施設を組合員の利用に供するものとする。

(一) 水処理用水道施設

(二) 目殺処理用施設

第四十二条 利用料を含む使用要綱は、理事会で定める。

第七節 指導事業

第四十三条 この組合の行う指導事業は次の通りとする。

(一) 組合員の組織・事業・経営の指導

(二) 真珠業界の動向及びこれに関する一般的な情報の提供

(三) 養殖技術の向上、その他生産力向上に関する調査研究・教育・普及

(四) 各種共済事業、漁船保険の斡旋

(五) 漁場環境保全及び公害に関する指導

(六) その他、組合員の事業及び生活に関する指導

第八節 会計

第四十四条 現金の出納並びに伝票及び証憑書類は、すべて会計主任の手を経なければならない。会計に関する帳簿書類は会計主任が保管するもの

とする。

第四十五条 組合は寄付金または補助金を受けることができる。受け入れた寄付金または補助金の処理は、使途が指定されている場合を除き、理事会の決定によるものとする。

第四十六条 理事会は、毎事業年度始めに事業計画取支予算を編成する。

第四十七条 会計に関し、法令、定款、この規約で定めるもののほか、必要な場合は理事会において細則を定めることができる。

附則 この規約は平成元年六月一日より施行する。

3 真珠養殖の現状

(1) スケジュール

船越における真珠養殖の年間スケジュールは、以下のようになっている。

三月末から六月まで船越において核入れ作業が行われ、七月から十月(十二月)まで化粧巻きのため鳥羽的の矢に貝を移す。十月から浜揚げの二月まで避寒のため五ヶ所湾などへ移す。かつては避寒も鳥羽的の矢で行われていたが、十年程前から、温度変化によって貝に刺激を与え得ることによって新陳代謝を良くし、巻きの良い真珠を作るために五ヶ所湾などの暖かい場所へ移すようである。母貝の購入先は主に愛媛県である。

区画漁業権の更新は十年に一回であり、真珠養殖の免許は平成四年から五年に一回となっている。ちなみに、それまでは十年に一回であった(漁業法第二一条)。

(2) 漁業権とそれに伴う紛争

どこの漁場においても海区をめぐる争いが発生しているように、船越においても様々な問題が起こってきた。ここでは志摩町F地区との真珠養殖をめぐる紛争を取り上げておくことにしよう。もともと漁場をめぐる両者間の紛争の端緒は江戸時代まで遡るものであるが、真珠養殖をめぐる問題が先鋭化したものである。資料1と2はF側から見たその経過の説明がある。

〔船越の共同漁業権区域に対する入漁権設定認可の件〕

船越漁協が権利者である共同漁業権区域に、入漁権を設定してほしい旨の申請書をF漁協が三重海区漁業調整委員会に提出し、認可を得た事件である(資料1・2)。その十年後の更新期を前に、船越漁協が委員会に対して陳情書を提出し(資料3)、更新を認めないよう訴えた。これにたいして、Fの方から要請が出されなかったため、更新は行われず決着をみた。

資料1 入漁権の設定裁定申請書

入漁権設定につき、本権者である船越漁業協同組合との協議がまとまらな
いので、漁業法第四十五条の規定により入漁権設定の裁定を申請します。

記

1、入漁権設定の裁定を申請する事項

(1) 入漁すべき区域 三重共第七十五号共同漁業権区域中、字横山地先

(大王町波切、同町船越界)より大王町船越地内 大鼻地先水ヶ浦湾小

鼻島対岸岬角 に至る区域。

(2) 入漁すべき漁業種類及び漁獲物の種類(省略)

(3) 漁業時期 本権漁業時期と同じ

(4) 入漁期間 永久

(5) 入漁料 裁定後、協議のうえ契約する。

2、裁定を申請した理由

(1) 入漁の経過

志摩町F地区は、もっぱら沿岸漁業によつて生活を営んでおり、特に英虞湾における漁業は、真珠養殖をはじめ地区内漁業の中でも依存度の高い漁業であります。

三重共第七十五号地元地区である船越地区は古来□業が主体で、当該漁場の開拓はF地区漁民によつてなされました。

漁場条件をみても、当該漁場は、環境的にも生物的にも其第八十二号漁場と連続して一体となっている関係上、従来よりしばしば漁場紛争が生じております。

なかでも明治年代の紛争は、明治十年八月、当該漁場付近の△の所有に関し東京上等裁判所の判決を受け(F勝訴)、当該漁場をF地区が専用したのち、旧明治漁業法の発布によつて生じた紛争であります。

すなわち船越側は、地先専用漁業権の出願をし、F側は慣行による専用漁業権免許の出願をしてい、明治三十五年二月には両村△漁民による流血の惨事までに発展しました。この解決として、当時の志摩郡長北原保重氏は両村間を仲裁して、当該漁場に関し明治三十六年五月十九日付の協定を締結せしめたのであります。協定の内容は、船越村漁業組合に漁業権を与え、F村漁業組合には、当該漁場の各漁業種類中「肥料を」とを除く他の種類全部について入漁を認め、その期間は永久的であるとして、一種の入会権的な性格としたのであります。このことは、その後の大正時代に入つてからの両組合間の漁場再紛争に対して、大正八年二月二十四日志摩郡書記 内田長之助 氏より発せられた文書によつても明

らかであります。

戦後の漁業制度改革においては、昭和二十六年八月二十日、両組合間において仮契約を締結し、入漁を確認して漁場の利用を図つたのでありますが、昭和三十八年の漁業権切替え時において再三にわたる入漁交渉にもかかわらず入漁ができません、海区漁業調整委員会に対して入漁の裁定申請書を提出するなど問題が発生しましたが、当時の海区漁業調整委員会の調整の結果、次のような協議が成立しました。

「昭和四十二年五月二十九日、両組合長が本委員会に出頭し三重共第七十五号共同漁業権漁場におけるF漁協の入漁については、細部の協議が成立するまで旧来通り入漁することに意見の一致をみたことをそれぞれ口頭をもつて報告した。なお、F漁協は入漁裁定申請書を取り下げた。委員会は、両組合長の報告を了解すると共に一日も早く正式協定が成立するよう期待する。」(三重海区第六十一号 昭和四十二年六月十九日)

上記により本件は一応の決着をみかけたものの、その後における両組合間の交渉は、船越側の一方的な入漁拒否と、船越漁協が両組合長間の申し合わせ事項の履行について全く誠意がなく、細部の協定を締結することが困難となり問題が解決しないままに至りました。

ついで、昭和四十八年八月に実施された共同漁業権の一斉切替えに際しては、本組合は県知事に対し、当該漁場の共同漁業権免許に際しては、本組合員が従来通り入漁できるよう制限条件をつけて免許されるよう要望するとともに、船越漁協との交渉を重ねて来ましたが協定は成立せず、現在のところ当該漁場行使は不可能となっております。

(2) 三重海区漁業調整委員会の三重共第七十五号共同漁業権入漁について
の異議

三重海区漁業調整委員会は、本人漁問題について漁業法三十四条第四

項の規定により公開の聴聞会を開き、漁業法三十四条第三項の規定により三重共第七十五号共同漁業権に、F漁業協同組合員の真珠貝、なまこ漁業の操業を妨げてはならない旨の制限条件を付けるよう昭和四十九年八月三十一日三重県知事に申請したが、三重県知事は現在に至っても申請通りの制限条件を付していない。

(3) むすび

三重共第七十五号共同漁場内に本組合員が入漁することは、歴史的にも経済的にも当然の権利であり、現行漁業法においても保障されるべきものであります。

本人漁交渉に当たつて本権者である船越漁協は、地上的な支配権を求めたり、問題を本組合の□力の及ばない真珠区画漁業権の漁場計画の変更を前提とした条件を提出したりして、正当な理由なく、いたずらに協定の締結を拒否し続けております。

これ以上入漁協定が不成立のままに至ることは、当該漁場の総合的な利用ができず、その漁場に依存する本組合漁民の被る損害は多大でありますので、今般入漁権の裁定の申請をする次第であります。

何とぞ事情御賢察の上、速やかに申請通り裁定くださるようお願いいたします。

昭和五十年六月十八日

以上

資料2 入漁権設定裁定申請について(案)

昭和五十年六月十三日付漁業法第四十五条の規定に基づき、本権者船越漁業協同組合の三重共第七十五号共同漁業権区域中、字横山地先(大王町波切同町船越堤)から大王町船越地内大鼻地先水ヶ浦湾小鼻島対岸脚角に至る区域に對し、F漁業協同組合から入漁裁定申請書が提出されたが、本問題解決のため

委員会は、過去の調整の特殊性を考慮し、あくまで相互間の円満なる話し合いを基本とした考え方に立つて関係委員による調整ならびに話し合いの斡旋等、極力円満なる解決を図るよう努力したが期待する結果を得ることができなかった。しかしながら、本件を未調整のまま遅延することは関係漁業者ならびに地域漁民感情の対立を激化させる結果となることを憂慮して、小委員会は最終的に昭和五十一年七月一日・二日と両地区に向いて個人操業実態聴取会を行い現状把握に努めた。委員会は、

1、ナマコ漁業については船越漁業協同組合の受取限度の範囲を越えるものではない。

2、真珠貝漁業については△開を行い、総合的に関係漁民の利用促進を図り、漁民の福利増進を期するようになりたい。なお、ナマコ漁業・真珠貝漁業以外の漁種については、今後両組合において漁業者相互の友好に立脚し、話し合いを続行して円満な解決をされるよう期待する。

以上の判断から、入漁権設定に関する裁定申請に對して決定を行った。

資料3 陳情書

要旨 共同漁業権三重共第七十五号内への真珠区画漁業漁場計画に對し反対する。

理由及びその位置 別記及び別添図の通り(省略)。

この度の真珠区画漁業漁場計画申請に当たり、F真珠養殖漁業協同組合より提出された計画書中、共同漁業権三重共第七十五号(別添図)への計画に反対する理由(別記)提出書(賢察の上、貴委員会において格別の御配慮と)指導を賜ります様お願い申し上げます。

昭和五十九年二月二十四日

三重県海区漁業調整委員会 殿

三重県志摩郡大王町船越 一八二八一—三三

記

共同漁業権、三重共第七五号中、字横山地先（大王町波切同町船越界）から大王町船越、利吉谷南鼻の標柱に至る間の共同漁業権海域内へのF真珠養殖漁業協同組合よりの真珠区画漁業漁場計画の申請に反対する。

(反対理由)

1、共同漁業権者（船越漁業協同組合）の同意のないこと、またその旨の手続きも全く行われていない。

2、過去十年間（その以前も同じ）の利用期間も主権者（船越漁業協同組合）に対し、イカダ設置のため多大の損害と迷惑をかけながら、その代償（迷惑料）の支払いも話し合いもないこと。

以上の理由により今回の漁場計画に当たり、書面をもって反対する。

以上

昭和五十九年二月二十四日

三重県海区調整委員会 殿

3 船越における今後の課題

(1) 環境

英虞湾の汚染は昭和三十年代から始まったとされているが、現在のとおりその原因としては、①生活排水、②工場排水、③ゴルフ場などから出る農業、④母貝を洗ったときに出る汚水、⑤ゴルフ場などの建設現場から出る土砂、⑥湾の底に溜まったヘドロから出る硫化水素などが挙げられる。また、最近では養殖フグの殺菌に使われるホルマリンが母貝を死滅させているとの疑念が、熊本県をはじめ各地から浮上してきているが、現時点

において、この因果関係は解明されていない。

現在、大王町にゴルフ場は存在しないが、阿尼町・浜島町には存在し、阿尼町については賢島に国立の真珠研究所があった（現在では分室）という関係から農業の使用に対する管理体制が整っているが、こと浜島町に関しては農業に対する行政の対応が緩く、農業による汚染が深刻であると言われている。

船越は英虞湾の最奥であり、西風が吹くと浜島町付近にあるゴルフ場などからの汚水が押し寄せられるということも海洋汚染の大きな原因のひとつといわれている。

赤潮やヘテロカプサ（真珠養殖貝に害を与えるプランクトン）が発生すると、真珠養殖業者は一刻も早くイカダを安全な場所に移す必要があるが、小さく、かつ遅い船しか持たない零細業者はそれだけ移動に時間がかかり、被害をまともに受けることがあり、問題になっている。

湾の底に溜まったヘドロを取り除くことも大きな問題のひとつであるが、これを解決するには『予算』と『捨て場所』というふたつの壁が存在する。特に『捨て場所』についてはヘドロの量が莫大であり、場所によっては八メートルも積もっているということから、それだけの量の廃棄物を受け入れられるだけの場所が見つかっておらず、行政当局としても頭を抱えている状態である。

このような環境問題に対して船越真協は、リゾート開発が行われる場合には、その開発業者との間で①水質許容基準の設定②立入検査③保障金の設定等を柱とした協定書（資料③参照）を交わすなどして積極的に取り組んでいるほか、組合の中の水質

(2) 本件事業より排出されるし尿・雑排水は合併処理をし、処理後の水質は、処理施設外への排水口において、次の基準以下でなければならぬ。

水質許容基準

BOD 5ppm 以下
COD 3ppm 以下
NH₄ 1ppm 以下
S・S 3ppm 以下
PH 5.8～8.6

(3) 本件事業より排出されるすべての処理水は、排水溝を通じ太平洋側とその1/2を、英虞湾側にその1/2(内3/5は深谷水道に)を流出することとする。

(4) 乙は浄化施設を設置した後の管理について、法の定める資格を有する管理者と管理契約を締結し、管理の万全を期するものとする。

(営業開始前の甲の検査)

第四条 乙が本件事業の営業を開始しようとするときは、甲に通知して甲の検査を受けるものとする。

二、前項に定める検査によつて、本協定書に定める施設設備の不適合及び乙の履行すべき義務の不履行が認められた場合、本協定書に定める事項が遵守されるまで、乙は施設を使用してはならない。

(水質検査及び立入調査)

第五条 乙は前項に定める水質を保全するため、定期的に、甲の認める検査機関に水質検査を依頼し、その結果を甲に報告することとする。

二、甲が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、甲はいつでも乙の計算において甲の指定する機関に依頼し、水質検査を実施することができるものとする。

三、甲並びに甲の委嘱を受けた者が、本協定書に定める検査・確認等を実施す

るため必要な場合は、いつでも乙の施設に立ち入ることができるものとする。

(基準違反処理)

第六条 前条の検査により、第三条一項一号に定める水質基準に違反する汚水の流出が発見されたときは、乙は直ちに施設の使用を中止し、第二条に定める水質基準に達するよう改善し、甲の確認を受けるまで施設を使用してはならない。

二、乙が前項に定める義務を直ちに履行しないときは、甲は乙に対し催告の上、乙の計算において、その水質の改善処置をとることができる。

三、乙が本協定書に違反したため、甲が本協定書に従つて工事の中止、施設の使用中止などを乙に要求しても乙が任意に応じない場合は、違反事項が改善されるまでの期間、「水質汚濁に関する協定に違反したため、現在施設の改善中」等の趣旨の看板を、乙の計算において作成し、公衆の目につきやすい出入口等に設けても、乙は異議を唱えないものとする。

(水質基準の改訂)

第七条 第一条三項及び第三条一項二号に定める水質基準によるも、なお水産生物に対し有害な影響を及ぼす危険が生じたときは、乙は甲の請求により大王町の立ち会いの上、甲乙協議により第一条三項及び第三条一項二号に定める水質基準を改訂するものとする。

二、前項に定める水質基準の改定が甲乙双方の協議により決定できないときは、専門機関に調停を依頼することとし、その調停に甲乙は服するものとする。

三、前項の規定により水質の基準が改訂された場合、乙は直ちに改訂された水質を保持するため、その浄化処理施設の改造又は増設をするものとする。

四、前項の規定にかかわらず、乙がその義務を直ちに履行しないときは、第六条二項の規定を適用する。

(補償)

第八条 本協定書に定める水質基準による排水の流出によるも、なお水産生物に被害が生じ、しかもその被害の発生が本件工事業より排出される汚水、その他の雑排水に起因しないことが明瞭である場合を除き、乙は甲の算定する損害額を甲に補償するものとする。

(漁業権侵害の責任)

第九条 乙は当然の義務をとして、本件工事の関係者、本件事業の利用者及び従業員等、本件事業に関係のある者が共同漁業権、青海苔、真珠区画漁業権海域において、漁業権侵害行為や作業に迷惑をかける行為等のないよう、周知徹底しなければならぬ。

二、前項の規定にかかわらず、甲の組合員が被害を被った場合は、乙は甲の算定する損害額を補償するものとする。

(事業譲渡後の責任)

第十条 乙が本件事業を第三者に譲渡する場合は、乙立ち会いの上、譲受人は、本協定書に定める乙の責任を引き継ぐ旨の、書面による引継書を甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

二、乙が前項に定める手続きを怠って本件工事業を第三者に譲渡した場合は、その第三者が本協定書に定める条項に違反した行為により甲に損害を与えた場合、一切の責任は乙にあり、乙は甲に対して損害補償の責に任ずるものとする。

(工事・事業の範囲及び種類)

第十一条 乙の本件工事の範囲並びに事業種類は、本協定書冒頭の「事業の表示」において明記されている範囲に限られるものであり、乙において

範囲の拡張、もしくは新たな事業を開始する場合は、改めて甲の同意を得なければならない。

二、乙が前項に違反して工事・事業に着手したときは、乙は甲の請求により、その事業もしくはそのための工事業を中止しなければならぬ。

(保証金)

第十二条 乙は本協定書に規定されている補償金等に当てるため、

保証金 一金、壹億円 也を甲に協定書締結時に預託するものとする。

(但し、利息は付さないものとする)

二、甲は本件工事・事業による損害の補償等に前項に定める保証金を当てたときは乙に通告し、乙は直ちにその分を保証金に補填するものとする。

(連帯保証人)

第十三条 本協定書に定める条項に基づき、乙が現在及び将来負担するに至る一切の責任について保証人は乙と連帯してその責を負うものとする。

(裁判所の指定)

第十四条 本協定書に定める条項、その他本件事業に関し、甲乙間において紛争が生じた場合は、津地方裁判所をもって第一審裁判所とする。

(記載のない事項と経費負担)

第十五条 甲乙双方は、本協定書に定める事業竣工後五年を経過した後本協定書を見直し、甲乙合意の上改正できるものとする。本協定書に記載せざる事項についても、相互の信頼を基調としてそれぞれ協議の上善処するものとし、本協定書締結に至るまでに要した経費の一切は乙の負担とする。

(以下略)

(2) 技術

船越では二ミリほどの小さなサイズを中心に養殖を行ってきた

たが、時代の変化とともに小さなサイズに対する需要が減少し、さらに中国産の安い真珠に押されるなどして、とても採算のとれる状態ではなくなつたため、数年前から七ミリ以上の大きめの真珠作りに移行した。また、「核入れ」などの細かい作業には若い人（女性）の手が必要なことから、若者にとつて魅力のある職場作りも、これからの船越における真珠養殖業を支えていくための重要な課題である。

4 最後

實際現地に入つて調査をしてみると、これからの船越の真珠養殖業が良い方向に発展していくと考えている人は少ないと感じたのが正直なところであつた。しかし、良くしていこうと真剣に取り組んでいる方がいることも紛れもない事実であり、今後この方たちの努力が良い結果で現れてくるのを切に願うばかりである。

七 船越の海女

船越村では、海女はいまだに行われているものの、海女以外の漁業はいまだに行われていない。そのため、漁業は以前の資料をもとにし、海女は今後の調査の課題を残すものとなつた。

① 年齢について 九十六年度調査では、最も若い人で女が四十四〜四十五歳、男が三十七〜三十八歳という結果であつた。南山大学の調査では、六十歳半ばぐらいまで作業をおこなうとある。和歌森太郎編『志摩の民俗』には、十四〜十五歳から海女

の技術を習い始め、二十歳前後で一人前になり、三十代、四十代は最盛期で、七十歳過ぎでも潜っている人もいとある。

今回の調査では、具体的に（どこの誰が何の）調べることができなかった。次回の調査では、一覧表を作成する必要があるだろう。

② 作業海女の種類 フナド、カチド、センガイキ、トマエの四つがあげられる。フナド 夫婦で行う作業／カチド 一人で潜る（一般には女性）／センガイキ 男性／トマエ 複数の海女が共同で作業をする。男性海士はセンガイキ（船外機）というが、沖へ一人で出て仕事をしている。現在七名しかいない。冬十月〜四月の間青のりをとり、夏四月〜九月の間はアワビやサザエをとっている。一、二月は網でナマコをすくい上げる。

③ 伝統的漁法 九十六年度調査では、青のり漁の伝統的漁法について調べた。青のり漁は十月〜四月のあいだ、網をはって捕獲する。一月、二月には網でナマコをすくい上げる。南山大学の調査では、昭和十年頃に終わつたが、アジ、ムツ、モラ、コノシロなどを地下網漁で捕獲したとある。和歌森太郎の志摩の民俗には、該当するものはない。

④ 水あげ、処分 九十六年度調査では、漁が終わつた後、取つたものすべてを市場へ持つていき、水あげ高を個人単位で自分の水あげ帳に記入する（組合が管轄）。南山大学の調査では、昭和二十五、二十六年頃迄は週に一度前浜にあるクチマエ小屋と呼ばれる入札所で売買された。それぞれの商人に売り渡し、世話をしてくれる漁業組合に手間賃として組合職員に一〜二割渡した。当時の仲買人は二軒であつた。平均で一年間で六十〜百

五十万円の収入であったとある。現在、海女がどのようなかたちでお金の受け渡しを行っているのかは、よくわかっていない。海女組合を通して（又は漁協）受け取っているのか、個人的になのかは今回の調査で確認すべき点である。わかっていることは、(1)採ったものは、カゴへ入れてkgをはかる、(2)単価は日によって変わり、kg単位である、(3)個人で水あげ帳を持っている。収入は十年前は一日に二十五万円位とったこともあったが、現在では十万円位・平成三・四・五年は、十日間で百三十万円程度である。一カ月四百万円稼ぐときもある。

⑤ 輸送と市場 九十六年度調査では、調べられなかったので、今回の調査の課題としたい。南山大学の調査では、市場は伊勢、松阪、四日市、大阪などへ活魚車にて出荷、とある。

⑥ 作業の変化 以前はフナドの場合、夫は妻の命綱を握っていて、下で上がる合図をしたらすぐに手で引き上げていたが、現在は機械で巻き上げている。機械になってから、船底のレールに絡まり亡くなった人がいる。注意をしないと巻き込まれる危険性がある。いつ頃から機械が使用されるようになったかは不明であるので今回の調査において調べて欲しい。

⑦ 仕事の内容 海に潜って、主にアワビ、サザエ、ワクダチ、アラメ、ヒジキ、フノリを採る。

⑧ 服装 九十六年度では、ウエットスーツ厚さ三ミリ以下、その他ゴータル、耳栓などである。ウエットスーツは船越では三年前に解禁となった。以前はシャツ、セーター三枚、磯シャツ（白）であった。いつ頃どのように変化していったかは定かではない。南山大学の調査では、セーター十白い磯シャツ十パッチ、

モモヒキをかく。パッチがずれないようにゴムととめる。昔は、イソナカネと呼ばれる腰巻だけを着用、頭には水泳帽をかぶった上にハチマキをする。磯メガネをかけ、軍手と靴下をつける、とある。和歌森太郎の志摩の民俗には、磯ジャツを着て、頭には二本の手拭いで、ハシマキとほうかむりをしている、とある。

⑨ 出稼ぎ 九十六年度調査では、男性海士が十一月の間主に建設業で働く、ということであった。南山大学の調査では、約七十年前、和具、越賀、御座などの海女と一緒に四年間朝鮮へアワビをとりに行った。四十年前に台風の被害にあった養殖真珠貝などをひきあげにいった。

⑩ 海女組合 九十六年度調査 漁業権は組合の方でもつ。海女組合は、任意団体でつくったものであり、漁業の中の一団体である。見習い期間は組合に入らなくてもいいが、正組合員になるか準組合員にならないと海女の仕事はできない。正組合員は五万円、準組合員は三万円、海女になるためには、年会費は五千円払わなければならない。また、正組合員になるには、年に九十日以上出漁していなければならない。船越在住の人のみ組合に加入できる。養成中は、組合に加入する必要はない。現在の組合長は一組二十六の山際菊男氏である。組合員であれば、誰でも組合長になることができる。南山大学の調査によれば、第二次大戦前から組織されており、現在は漁協内の一組織となっている。正・副（会計も一緒に）男性一名が一年交代で選挙で定める。フナドの夫婦の中から選ばれる。各種の規制を設けており、これを破ると罰則がある、となっている。

⑪ 海女組合 海女として活動するためには、まず漁協に入る

必要がある。

正組合員 五万円（本業、年九十日以上） 準組合員 三万円（副業、年九十日未満） その後、海女組合に年間五千元、ただし見習い中は組合に入る必要はない

⑫ 就業者数 九十六年度調査 現在の海女の人数 八十二人

フナド 十三人

トマエ 四人

カチド（船外機） 六十五人

南山大学の調査 第二次大戦前 百二十〜百三十人

戦後の一時期 百五十〜百六十人

昭和四十八年 七十〜八十人

⑬ 権利 海女組合に入らなければ、海女という職にはつけない。漁協とは関係なく、自ら年会費五千元を支払う。船越に在

住している人のみ正組合員になることができる。正組合員になるためには、水産業共同組合法で五万円の出資金を支払い九十

日以上の出漁日数が必要である。漁業権は組合の方でもつ。海女組合は任意団体で作ったものであり、漁業の中の一団体であ

る。見習い期間は組合に入らなくてもいいが、組合員になら

ないと海女の仕事はできない。海女にも所得補償の保険がある。

⑭ 資格 資格という程でもないが、潜れるようになり、アワビがわかるようになれば良いと言っていた。もちろん、権利があ

つてこそのことである。

⑮ 海女の日

四時

九十六年度調査

南山大学の調査

起床

二十二時

寝る

五時

起床

朝食準備

農作業

朝食

家事（空いている時間に行く）

出港

九時三十分

十時

十時三十分

十一時十五分

十三時三十分

十四時十五分

十五時

十五時三十分

十六時

十七時

十九時

二十一時

二十二時

農作業

朝食

出港

操業開始

（二月八日〜三月三十一日）

昼食（暖をとる。海女小屋）

午後操業開始

（二月八日〜三月三十一日）

終了。小屋で暖をとる

市場へ

市場へ（採れたものはすべてもっていく）

帰宅

家事

夕食準備

夕食

風呂、テレビなど

寝る

農作業

夕食準備

帰宅

家事

夕食準備

夕食

⑯ 海女の生活 生活子供たちが小さい時はおじいさん、おばあさんに見てもらって仕事にでる。小学校へ入学してから給食もでるし、時間的にも子供を見送ってから仕事に行くというゆとりもでてくる。海女は空いている時間にトマトやナスなどの野菜を作ったりしている。月に三回、五、十五、二十五日に給料が支払われる。仕事のないときは、家事に専念しているようだ。海女には保険があり、採れない場合には県からお金がもらえる。

⑰ 祭り 二月八日 クチアケ(漁期スタート)、三月五日 浜まつり(ノリクミ) ワカメの豊漁祈願、六月一日 献上アワビ 神社でアワビの献上式 意義は未確認、六月二十四日 磯部のオミタ 未確認、九月十四日 クチドメ(漁期終わり)、九月十五日 アガリゴチソウ 慰労を兼ねてお疲れ会、九月十六日 青峰山へお参り 場所未確認、

⑱ 信仰、年中行事 一年に四回(二月・九月) 神のおほらいを開始時と終了時に行う。行事は、真陸のため二、三回食事をしながらカラオケなどをやっている。毎月五日は休みにし、神社へお備えに行く人も多い。これは、宗教的な行事ともいえる。一月十四日と九月十五日にイソベにある「海女のみねさん」に海女組合員全員集まっておほらいをする。六月一日には浜でおほらいをする。八月三十一日に海の仏様の所にいっておまいりをする。(まじない)・「ツイヤツイヤ」といいながら、船に塩をまく・かぶるものに黒い線を一本縫いつける。おほらいをしているので、まじないはあまりしない。

⑲ 養成 九十六年度調査一以前は組合からベテランの海女が

教えにきていた。現在は自主的に先輩海女が教えているが、海女のなりてがいなくて困っている。組合から要請されておしえて来ているのかは確認できなかった。次の課題とする。いずれの資料においても具体的にどのような技術の取得が必要かは書かれていない。南山大学の調査では、大磯ド戸呼ばれるベテランの海女が指導。養成はあったが、仕事はすべて海が好きでやる気のある者が自分で技術を身に付けるしかなかった。

⑳ 海女小屋 南山大学の調査では、前浜に五戸(昭和四十九)、深谷水道付近に二戸(昭和四十八)五、六人で一つの小屋を使い各部屋に班長がいる。昔はかやぶきだったが、昭和四十五年位まで毎年建て直してタンにかわった。九十六年度調査の調査では、前浜に数軒を確認、造船所の方にも点在している。小屋は一個建てるのに一五〇〇〜二〇〇万円かかる。造船所の付近に普通の一戸建らしき海女小屋があったが、誰が管理するのか、誰が資金を出すのかは未確認。また、どこにいくつあるのか、誰が所有しているのか確認する必要がある。昔は大勢で一つの小屋を所有していたが、多く採れた海女に対し、ねたみやいやみを言う人がいるため、六、七年前から個別の部屋を持つようになった。

㉑ 教育 コシギリ(浅いところ)から始め、セイイッパイ(深い首ぐらいのところ)まで行う。《問題点》先輩海女から教わるとは、どのような練習をどのように行うのか・自分が好んで職につくようになったのはいつ頃からなのか

㉒ これからの海女 重労働の為、息子たちにはやらせたくないと思う家がほとんどだった。船越では、親子で仕事を行って

いる家はなくなっている。廃ることはなくとも、後継者がいないため、高齢化していくだろう。海女がいなくなったとしても、少し沖へ出るだけでお金になる仕事だから自然と若い人が増える可能性もある。潜れるようになってアワビがわかるようになれば仕事の率もよくなり、一日にとれる量も増え、収入もよくなる。海女の困っていること・水圧で鼓膜が破ける・若い人がいない・海女のなりてがいない・観光の人が漁場を荒らす・波の高い時の仕事がつい・いつ仕事のなるのかわからないので計画が立てられない・転職先がないため辞められない現在で養殖は一〇〇件くらいあるが五割減。フナドは現在十件くらい減りつつ有る。二人必要なので十年後には昔話になってしまふ。カチドは一人で行くから減ることはない。現在は、ほとんどが電気屋か会社員である。

(もり けんじ・本学教員)

志摩・船越の民俗と社会－予備的報告

頁	行	誤り	正
61	下L. 13	報告者	報告書
62	上L. 7	橋本文雄	橋爪友雄
62	上L. 8	教育会委員長	教育長
64	下L. 18	南海地震	東南海地震
64	下L. 18	戦後まもなくの南海地震	昭和十九年十二月の東南海地震
65	下L. 20	(第四条)・・者は者被選挙権	者は被選挙権
77	下L. 16	「コシラシンショ」	「コシラエシンショ」
91	十二月八日	ネコも三丈	ネコも三文
91	十二月八日	ネコまでも三丈	ネコまでも三文
112	上L. 18	お備え	お供え
112	上L. 19	「海女のみねさん」	「青の峰さん」
112	下L. 13	一五〇〇から二〇〇〇万	十五万から二十万

